

## 令和4年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和4年6月15日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 7 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 2号 御宿町議会議員及び御宿町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 御宿町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 御宿町消防団活性化計画の策定について
- 日程第12 議案第 6号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 発議第 1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について
- 日程第14 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第15 請願第 2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第16 請願第 3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願

---

本日の会議に付した事件

日程第16まで議事日程と同じ

追加日程第1 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第3号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

追加日程第3 発議第4号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

---

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	税務住民課長	佐藤昭夫君
建設水道課長	埋田禎久君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	大竹伸弘君		

---

事務局職員出席者

事務局長 市原茂君 主 事 市川可奈君

---

### ◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため席と席の間にパーティションを置きました。このため、一般質問に対する答弁、議案説明及び質疑応答については、着席したままで発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部とも上着を脱いで結構です。

(午前 9時02分)

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。2番、田中とよ子さん、5番、立野暁広さんをお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期日程は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りとし、諸般の報告の後、4名の一般質問を行い、報告第1号、報告第2号及び議案第1号から第6号並びに発議第1号及び請願第1号から第3号を順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から、議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、予算の繰越しに係る報告2件、人事案件1件、条例案3件、条例に基づく議決すべき事件1件、補正予算案1件、計8件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会で提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和3年度御宿町一般会計における繰越明許費について、別添、繰越明許費繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本議会に報告するものでございます。

報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございますが、令和3年度御宿町一般会計における事故繰越しについて、別添、事故繰越し繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてでございますが、令和4年6月30日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、三上雄二氏を引き続き教育委員に任命いたし

たく、町教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。略歴は、別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。任期につきましては、令和4年7月1日より令和8年6月30日までの4年間でございます。

議案第2号 御宿町議会議員及び御宿町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございますが、公職選挙法の改正に伴い、町村の選挙に選挙公営の拡大が図られた趣旨を踏まえまして、御宿町の議会議員及び町長の選挙に導入するため、新規に条例を制定しようとするものでございます。

議案第3号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び町税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、御宿町税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、個人住民税における上場株式等の配当所得等について、課税方式を所得税と個人住民税で一致させる所要の措置が講じられたこと。配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者が扶養親族申告書や確定申告する者の申告書に配偶者の氏名を明記することとされたこと。民法の改正を受け、固定資産税課税台帳の閲覧や証明書の発行に際し、DV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応を明確化されたことについて、所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例等の一部を改正するものでございます。

議案第4号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されまして、未就学児に係る被保険者均等割額の5割軽減及び負担の公平性の確保から課税限度額の引上げの見直しがされたことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例案につきましては、去る6月3日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第5号 御宿町消防団活性化計画の策定についてでございますが、御宿町における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の将来の方向性を定め、消防団員確保や消防防災施設の整備の充実を行い、消防団の活性化を図るため、御宿町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号 令和4年度御宿町一般会計補正予算案（第2号）についてでございますが、今

回お願いいたします補正予算につきましては、歳入歳出ともに5,818万6,000円を追加し、補正後の予算総額を36億8,546万1,000円とするものでございます。

本補正予算の内容につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍での海水浴場安全対策や小中学校教育用タブレットの購入により学習環境の整備を図るほか、新型コロナウイルスワクチン接種4回目への対応、国の給付金事業として昨年度から継続して行われております、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業等の予算措置をお願いするものでございます。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、慎重なるご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

諸般の報告でございますが、まず、コロナ関連でございます。感染状況につきましては、新聞報道によりますと県内の感染者数が6月10日現在で45万4,000人を超え、そのうち御宿町では260人の感染者が確認されている状況でございます。町では3回目のワクチン接種が終了いたしましたしまして、4回目の追加接種は6月7日から開始をいたしました。60歳以上の方、そして、18歳以上で基礎疾患をお持ちの方が対象となりますが、今後においても蔓延防止の重症化予防に努めてまいります。

また、中央国際高等学校のスクーリングが3年ぶりに実施されております。町内宿泊業の皆様のご協力により行われておりますが、多くの生徒さんが長期間にわたり町内に宿泊していただけることは、宿泊だけでなく町内消費の促進など、地域経済の回復、地域産業の振興に大きくつながっていくものであります。

また、来月には海開き、プール開きを控えているほか、中学生の海と山の子交流事業を予定しております。これまでコロナ禍により、事業の断念・中止を余儀なくされてきましたが、今年こそは様々な事業を展開できると期待するところであります。全国的に見ても感染者数が前の週を下回る状況が続いており、マスク着用の取扱いについても少しずつ緩和されてきておりますが、緊張感のある感染症防止に努めながら事業を進めてまいる所存でございます。

以上、諸般の報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

---

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、7番、貝塚嘉軼さん、登壇の上、ご質問願います。

（7番 貝塚嘉軼君 登壇）

○7番（貝塚嘉軼君） ただいま一般質問について議長からお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

最初に、町長の政策について、大きなあれですけれども、毎回、私が活性化対策ということで聞いております。

町長は常々、御宿町の位置づけとしては観光立町であるということで、観光に対して熱い心を持っておりますけれども、今年はコロナを心配していたんですけれども、幸いにして厳しい制約が……。

○議長（土井茂夫君） 貝塚さん、座って質問願います。

○7番（貝塚嘉軼君） はい。

そういう中で、4月後半から5月の連休、これは何もない年におきましては、大変それぞれ全国観光地は非常ににぎわいをもって事業者の収入につながるという季節なんですけれども、今年も、緩和されて多少人々が、国民が動きました。

そういう中で、御宿町においてはどうだったんだろうというお考えを持つ方も多いかと思えます。しかしながら、実際に海岸を歩いてみても、観光客らしい客の人はあまり見当たらない。海を見れば、サーファーの人たちがにぎわって駐車場見れば駐車場はいっぱいです。しかし、宿泊関係者に聞いてみると、いや、いつもより悪いぐらいですよというぐらい、ほかに取られたわけですね。

やっぱりニュース等で見ると、ほかの観光地は、この期間においては2倍、3倍の観光客が

訪れ、景気回復したというような報道がありました。私のところも宿泊をしておりますけれども、やはりコロナということのを頭から放すわけにいかないの、施設そのものはその当時と同じような規制があって、やはり1部屋4人泊められるところを2人ですよ。あるいは1人ですよというような条件付で受け入れたと。

そういう中で、私がほかの施設の経営者に尋ねたところ、同じですよ。ですから、よそは非常ににぎわって喜んでおるところたくさんありますけれども、御宿は全然ですね。やはり夏にならなきゃいけないかねというような声を聞きましたんでね。

私も、毎回毎回、活性化対策として観光について町長はどうお考えですかと聞くのも、もう正直言って、何を言ってんだよ、一生懸命やっているよと。それは分かるんですよ。分かるんですよけれども、やっぱり決定的な観光立町としての観光としての見せるもの、あるいは、体験してもらい、あるいは滞在してもらって実際に自分たちでやってみるというような施設がないという部分が、ほかの観光地と違うところかなと。

これを何とか町長に考えてもらって、しなきゃいけないんじゃないかなというような思いで、こうして毎回議会のたびに私、町の活性化について町長は何を考えていますかと。どういう施策を打つんですかというようなことで尋ねてきました。

そして、今回もそういうわけで、ほかの観光地には大勢の人が出てにぎわって一息ついたよというような声を聞きますと、やっぱり私ども御宿町において、観光産業の人たちに聞くと、まだまだ厳しいねと。もうこれでは終わりですよと、やめますよというような形で、収容人員の多いところの宿が2軒ほどやめました。

そんなこんなで、今だって海のホテルの跡地も宿泊していない。どうなっているんだろうと。その隣も転売されて宿泊施設としての機能は果たしていない。もうどうしたらいいんだろう。やはり観光地にそれなりのホテルがあるということは、その下の段階の民宿や旅館が潤うわけなんです。だけど、核となるそういった観光地として一番大事なホテル、あるいは旅館等は営業されていないんです。建物は建っているけれども、はっきり言って、寂しい限り。

そういう中で、以前も夏だけじゃなくて、やはり御宿の観光、通年観光を考えなきゃいけないんじゃないですかということで、石田町長にもお願いしたこともあります。これは、私も歴代町長5人に仕えてきましたけれども、皆さん一人一人、御宿の観光、これからは一年を通してお客さんが来るようにならなきゃいけないんだということで、いろいろと考えていただいた過去の町長たちいますけれども、なかなかそうはいかなかった。

それで、石田町長になって、中央国際高等学校が御宿で開業をすると、これは開校ですね。



開校するという事で、スクーリングで宿を利用すると。それで、あるときお尋ねしたら、これが通年観光に通じているんだというような町長のお考えをたしか聞いたような気がするんですけども、私は、あくまでもこれは教育の一環として学校側が社会教育、一人前の社会人になってもらうために、我々地域の産業等を体験してもらって、そして地域の人たちと交わってもらって、人間形成の一翼を担っていくんだというような教育方針のように私は聞きました。

ですから、受け入れる私どももそのような考えで、観光で来ているんじゃないということで、宿泊関係者、皆さん対応しております。ですから、普通では受け入れられない金額でも受け入れて営業しておるわけですけども、コロナ禍でやっと今年5月後半から生徒が来ていただいております。ですから、多少は一息ついていけるかなと。

しかしながら、大どころのお店が2軒やめたおかげで、やはりそのしわ寄せというのは小さいところはもう1人1部屋、そういう感じですから、10人やそこらしか受け入れられない。今までだったら、1部屋で2人もしくは3人だから20人ぐらい。1クラス受けられたのが、今は1クラスの半分になってしまっただけで、日数は同じような3日間というようなことで、今進行しております。今月いっぱい来月の頭まで、それぞれが受けてやるんでしょうけれども。

そのような中で、私はやはりそれは通年観光とは言わない。御宿町に来た人口とすれば観光客してカウントする数ではないというふうに思うんですね。

ですから、町長にお願いしたいのは、やはり観光だけが御宿の産業じゃないということは観光関係者みんな知っています。やはり漁業、農業、商業、工業、これらが一つになってはじめて観光として成り立っていくんだという考えは、皆さん経営者に聞くと分かっております。

しかし、漁業もかつて20年前、30年前は季節季節にいろんな物が獲れていた。今は漁業者も少なくなって、そしてより効率のいい物を獲りにいくと。また、地球温暖化でいろいろ変わってきてしまって、もう全く去年から今年にかけて御宿ではイカが取れていません。イカ漁に行ってもいないというんです。ですから、キンメもこの6月いっぱい終わりになります。そうすると、7月、8月、9月この3か月、今まででしたらイカ漁に行ったらイカがいっぱい揚がっていた。それが、行けない。ですから、キンメ一本でやっている方、エビアミをやっている方は8月になれば8月、9月とかけられますから、1か月休んでもそんなに響かないということはありませんけれども、実際にキンメ一本でやっている業者の方は、3か月何も取れないと。

そういう中で、男の人が潜るやつ。それは、キンメが終われば7、8月通してやる方もおりますけれども、それも若手がいなくて、やはり人数も少ない。

そんなこんなで、御宿の名産であるイセエビだ、アワビだ、サザエだ。そのほかのお魚がみ

んな取れなくなっている。町としても稚貝を放流とか一生懸命組合と一緒にやっていますけれども、海の環境が悪化しているから、なかなか稚魚、稚貝を放流しても育たないと。厳しい環境の中で漁師も苦労しております。

そういう中で、やっぱり何を、御宿町の活性化として何を持ってきたらいいんだということは、町長は常に考えておるとは思いますけれども、私どもも議員として、私も長年こうして務めさせてもらっていますけれども、なかなか難しい。その間に、温泉だとかいろいろやってきましたけれども、温泉も僅か今2軒です。そういう中で頑張っている店もありますけれども、これはもうやっていけないよということで、もう今年の夏を見て駄目ならやめてしまいたいというような考えの話を聞きます。

ですから、そういう中で、やっぱり農業・漁業体験観光というような形で何年か前から町長も施策してきていますけれども徹底されていない。ですから、やはり見直すことも大事じゃないかというふうに思いまして、私はほかにも一般質問した覚えがありますけれども、町有地の有効利用についてというようなこともお話ししたかと思えます。

何か前もっていろいろ言いましたけれども、一つ質問として、観光客が御宿町の豊かな自然を活用した農業や漁業体験などの事業を目的に来町し、町に長時間滞在してもらえるような環境プログラムをつくることは必要ではないかと考えるんですけれども、町長いかがでしょうか。

これが、1つ目の質問です。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 町の自然を活用して観光客に長時間滞在してもらえるような環境プログラムづくりが必要ではないかというご質問でございますが、現在、観光は団体旅行から少人数旅行に変化しています。観光地を駆け足で見て回る周遊型観光から、1か所に滞在し、体験・交流を楽しむ滞在型観光に変化をしていると言われております。

町では、観光客の滞在をしていただくため、過去に農業体験イベントを実施し観光客に好評ではございましたが、農業者の高齢化などにより受入れ体制が整わず、継続的な実施に至らず、課題もございます。

ご質問の滞在観光の導入には、観光消費の増大による地域経済の活性化とともに、地域での体験や交流を図ることは町民にとっても深い意味もございます。御宿の満足度を高めることができればピーターやファンにつながり、町の産業を後押しする存在になると期待がされます。

このようなことから、過去の取組課題を踏まえ、体験・交流プランづくりや観光客と受入れをつなぐ受入れ体制の整備は重要でありますので、観光協会をはじめ各業種の皆さんと先進事

例を参考に、滞在型観光の取組につきまして連絡を取り合ったいと考えております。

以上でございます。

○7番（貝塚嘉軼君） 今考えておりますということでありませけれども、実際に、過去においてもそういう答弁はたくさんいただいております。でも、私が聞きたいのは、やっぱり町長の、町を運営するにあたって、先ほども言いましたけれども、御宿町の経済の中心は観光であるという認識で日々努力していますという過去にも意見をいただいております。しかしながら、それが目に見えてこない。

今年、全町公園課構想。町長は最初に出たときからマニフェストでうたってきて、10年過ぎてやっとその意思を実現させるべく、庁舎内にその課を設置したということで、これからなんだろうとは思いますが、町長、以前に町長は現職でいた、ちょうど課長でいた頃だと思うんですけども、私が町づくり会社を設立したらいかがですかということで提案して、確かプロジェクトチームをつくって検討していただいて提案をしていただいたときに、議会の賛成を得られなかったということでその計画はなくなりましたけれども、それを私は、今ここで詳しく言うと時間がなくなっちゃうんで、町長はその当時現職でいたので覚えていると思うんです。

ですから、どうかいま一度、御宿の観光、通年通してお客さんが来るような、どうしたらいいのか、町長が考えていることをよかったら聞かせていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 貝塚議員さんには、ご質問ありがとうございます。

初めに、町の活性化についてのご質問でございます。

御宿町においては、観光客は町内に長い間滞在する仕組みが確立されていないということであります。この意味するものは、通年観光の実現を示唆するご質問、ご提案と受け止めさせていただきます。

通年観光の実現を目指す課題は、昭和40年代から半世紀を超えて御宿町の悲願でございます。観光協会長を長くお務めいただきました金井英一郎様は、昭和47年に発行されました町広報において、御宿町の目指すものはリゾートの楽しさを売る年間観光であるとうたわれております。

今、半世紀を超えて国の社会・経済状況は大きく変化し、海外リゾート地が大変近くなり、観光のありようは大きく変化しています。しかしながら、2キロメートルにわたるきれいな砂浜、美しい海岸は今もなお観光の中心であり揺らいでおりませんが、今私たちが考えなければ

ならないことは、御宿町は美しい自然景観の中にあり、あらゆるものが宝であるという認識を持つことであると思います。海や山、漁業や農業は全て宝物であります。全てを宝として捉えることで、これからの通年観光の道が開けてくると考えます。

2年半にわたりまして、コロナ禍の中にあります。100年に一度、200年に一度の非常に貴重で重要な経験をしています。私たちは、この貴重な経験から何かを深く学び取らなければなりません。50年、60年にわたりできなかった通年観光を、この100年、200年に一度のコロナ禍が私たちに教えつつあると確信しています。しっかりと体で感知したら、あとは実践あるのみであります。

まずは、観光に携わる皆さん、農業、漁業に携わる皆さん、全ての町民の皆さんと足並みをそろえて通年観光を目指し、邁進いたします。そのときは間もなく近い将来必ず来ると思います。皆が一丸となってつくり上げなければならないと思っております。

農業や漁業に係る現在の基盤は、後継者問題など厳しい環境にありますが、御宿町にとって農業や漁業はかけがえのない宝であるという認識を得ることができたとき、未来は開けると思っています。焦らず一步一步、歩を進めて共に歩んでまいりたいと思います。

以上です。

○7番（貝塚嘉軼君） ありがとうございます。

そして、町長は考えておるといことなんですけれども、いずれ来るであろうと、いずれはそうなるであろうというような考え、それは誰も思っていると思うんですけれどもね。今、今どうする、あしたどうするということは、一般町民の考えです。自分たちの周りを取り巻く経済は物がどんどん上がっていきます。

もう秋にも酒類なんかも上がる予定だというようなことも聞いておりますし、なかなか厳しいなと思いますけれども、私が聞きたいのは、今の町長の考え、どうしたらというのは明るい未来があると、それに向かって一步一步というけれども、その明るい未来は、こういうふうな考えで、こういう計画を立てて、これがこういうふうになっていくと明るい未来が来るんですよというものが、一般の人たちは知りたいんじゃないかなと。

私も、議員として町民を代表して、そう考えている人たちもいるということで、今質問をしているわけでございます。あるいは、お願いしているわけでございますので、町長の今、答弁していただいたのはまさにすばらしいと、そういう考えでいて、それが基本の考えであると。

だけど、具体的に、じゃ、どこをどういうふうにしていくんだというふうに問いかけた場合に、それではちょっと何か物足りないなという気がするんですけれども、町長は考えておると

いうことだけは分かりましたので、ぜひ、あらゆる事情を考慮した中で、やはり御宿町に何が一番必要なんだと、今。5年先、10年先にはこうなるべきことをやらなきゃいけないということがあるんじゃないかなというのが、私の考えなんですけれども、その中で、忘れ去られていたサンドスキー場、どうでしょうか。

以前にも申し上げたんですけれども、これらは、やはり海岸だけじゃなくて、町長が今おっしゃったように山の里として、あるいは、そういう日本にもたくさんあるもんじゃありません。私が子どもの頃は、日本の三大スキー場の一つとして御宿サンドスキー場ということをよく、亡くなられた金井さんから聞いております。

そういう中で、町長も散歩したりなんかしてあの状態を見ておられると思いますけれども、確かにあそこでスキーをするというような状況じゃないんですけれども、子どもがスノーベルか何かで、何ていうんですか、滑るやつで滑るぐらいはできるというような思いがするわけです。それはやはり多少手直しをしなければいけないでしょうけれども、でも、やはり自然の宝です。海だけじゃありません。

ですから、その辺も町長考えていただいて、みんなしてサンドスキー場を再度世の中にPRして、そして、家族連れで来られた方は遊んでいていただけるような環境整備をされて、やはり広告宣伝する必要があるんじゃないかな。

若干違うんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この間行きましたら看板も作ってくれてありました。御宿砂場公園ですか、ちょっと違っていたらごめんなさいね。私は、やはりサンドスキー場というネームでいいと思うんですよね。

一番上に行って座る椅子というか幾つか置いてくれてありましたけれども、あそこにあずまやのようなものをしっかりしたものを建てて、やはりアピールする必要があるんじゃないかなと。それも通年観光の一つに通ずるんじゃないかなというふうな思いがしておりますので、ひとつ、もう一度、課長でもいいですけれども聞きますけれども、このサンドスキー場の手直し、そういう考えでやるお気持ちはありますか。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 旧サンドスキー場の手直しということでございますけれども、旧サンドスキー場につきましては、現在、NPOおんじゅくDE元気により、自然を生かしたトレイルコースとして整備がされております。先月の大型連休には、第9回おんじゅくオーシャントレイル大会が開催されているなど、旧サンドスキー場はまた太平洋が一望でき、展望は良好であるとともに、山野など自然を生かした取組が考えられます。

ご質問でございますように、サンドスキー場を観光スポットにするなど、町にあるものを活用しながら関係人口を増やして活気のある町づくりにはどうしたらいいかということでございますけれども、関係人口と呼ばれる地域外の人材が担い手となって、町や団体などと協働して実践的な活動に取り組むことによって、将来的には定住人口につながるなどを期待されます。

このようなことから、次期総合計画の策定の過程の中で、活用方法については検討していきたいと思っています。

以上です。

○7番（貝塚嘉軼君） はい、分かりました。ぜひね。

旧サンドスキー場というのは、私も言っていておかしいなと思ったんですが、サンドスキー場ですね。旧も何でもないですね、あそこはね。旧ということは、今何という名称になっているんですか。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） サンドスキー場という表現もございますし、サンドスキー場跡という場合もありまして、実際のところはサンドスキー場ということで、そのまま名称は残されている、いわゆるいろいろな計画とかそういったところにはサンドスキー場となっていますので、サンドスキー場ということだと思っておりますけれども、呼び方として、今、実際のところサンドスキーができる状態にないので、旧サンドスキー場と呼ばせていただいたんですけれども、いろいろな計画の中ではサンドスキー場ということで表示はされています。

○7番（貝塚嘉軼君） できればサンドスキー場と一本に絞って宣伝する、あるいは、そういう形で知らせるということでいいんじゃないかなというふうに思います。

続いて、石田町長が町長として就任して最初の議会において、私は一般質問で町有地の有効利用というようなことで、天ノ守にある町有地、そこに、私の質問書には、メキシコ村、スペイン村というような位置づけの中で、保護者にそれぞれの国の文化や歴史を紹介しつつ、そこに行くとか癒やされるような場所を開発したらどうかというような提案をした覚えがあって、議事録を調べていただきましたら、ありまして、今日は、総合計画、来年度、令和5年度から行うわけですね、計画するわけですね。そういう中で、ぜひ御宿の活性化の一つとして、10年ほど前に提案したことを再度どうでしょうかという質問、提案をさせていただきます。

皆さんには、その当時、議場で質問したこと、言ったことを添付させてもらっております。時間がないので一々私が言うと答えがいただけないような時間になっちゃうといけないので申し上げますけれども、私がおのときに示したものは、日西墨絆公園構想ということで、こうい

う山登りの土地を、左側においてはスポーツエリアと、そして右側についてはこういった公園構想ですね、こういうものをどうしたらいいですかということで、これを知っているのは伊藤議員だけだと思うんで、あの方には知らないと思うんですけどもね。だから、課長さんたちも分からない、知らないと思うんですよ。

ここには、やはりB地区はスポーツイベントフィールドということで、陸上トラックやサッカーグラウンドとか、それからイベントフィールドということ。そして、A地区は花の公園ということで、日西墨のテーマパークとして、駐車場から、それからスペイン村、メキシコ村というような名称をつけて、果樹園とか水生植物園、バラ園、体験工房、銀の海とか子どもの国1、2とかそういうような考えを示したわけなんですけれどもね。

これは、これを町でやれじゃなくて、今回はこういうものを公に示して、この指とまれじゃないけれども、企業誘致、要するにこういう町の考えで、この地を開発する会社はありませんか、あつたら手を挙げてくださいというようなことで、することはどうなんだろうかなど。一つの通年観光にもつながるし、そして、町が100%資本を出してやるわけじゃないんで、企業にやってもらって、その企業は潤って、そして、町に人が来て、そうすると人が集まる場所には必ず事業ができます。そうすると、町外の人たちが、やはり若い人の中にはそこでこの事業をやろう、これはこうしてやれば営業になっていくなど。

事業を起こしたいとかで御宿に来てくれるんじゃないかなというような思いもして、再度この考えについてどうか立派な計画の中に盛り込んでいただいて、そういう方向、観光振興の一端として総合計画の中に折り込んでいただいて、通年観光の一つとして考えていただけたらなというふうなことで、あの当時言ったことは添付してありますんで、記録を読んでいただければ分かると思うんですけども、私とすればそれだけじゃなくて、やはりあらゆる御宿町を運営していくにあたって町長は、観光だけじゃないんだという考えを当然お持ちでしょう。

私も教育も大事、福祉も大事、そして税のことについても大事。いろんなこと、農業、漁業全てひっくるめて責任を持って町長が町を運営しているわけですから、それについて私たち議員はやはり町長が間違ったことをしないようにとか、あるいは、こっちの方向にしてくださいよということで、議決をする機関にいるわけですから、ですから、私とすれば、何としてでも町長だけに活性化をなさいと、してくださいと言っているわけじゃないんですけども、執行権者である町長が、これをということをこの議会に示していただければ、我々は賛成も反対もできないわけです。

ですから、こうして私は毎回、観光対策、やっぱり今の御宿の観光対策は何一つ取ってもこ

れは要らないんだというものはないですよ。ですから、じゃ観光中心として、それに枝葉をつけて活性化していこうじゃないかということが必要じゃないかなという、私の考えで町長にお願いしているわけですから。

ですから、町長も先ほどおっしゃってくれましたけれども、この総合計画策定にあたって、町長はそれぞれがそれぞれの産業について、何か年計画でこれをやる、あれをやる、橋梁の整備をしたりとか、道路の整備をしたりとかとあるでしょう。

でも、日常どうしてもやっていかなきゃならないというのは、本当に周りの環境です。ですから、道路が壊れた、あるいは橋が壊れたとか、そういうことはやはり最優先で行うだろうし、教育においても国から示されたものをいち早く取り入れた教育をしなきゃいけないだろうし、まずもって、今、災害に対してやっぱり教育あるいは福祉、お年寄りがどうやったら安心して暮らしていけるかと。そして、いざとなったときにはどうやって避難して自分の命を守ってもらうかというようなことも大事じゃないかなというふうに思います。

ですから、私が言っているような観光だけをやってくださいじゃないわけで、だけど、中心は御宿の町長の考えは観光立町ということで観光を中心としたかじ取りしているというような考えが毎回聞かされるわけですから、ぜひそういう考えの中で、町長には私が今提案したこの日西墨絆公園構想については、いま一度考えていただいて、こういうものを織り込んで、公募で企業誘致をすると。そういう計画でやるお考え、今ここで町長にありますかと聞くのは酷かも分かりませんが、事前に通告してありましたので、町長、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 貝塚議員さんには、今、以前ご質問いただきました内容をコピーしていただいておりますけれども、10数年前ですね、メキシコ村、スペインに関わるご質問をいただきまして、そのときお答えをしております。

今ご指摘いただきましたように、御宿町の財源でできるものではないと思います。企業誘致でございます。

10数年前と現在の日本経済の不況状況は比較してどうお考えですか。10数年前より現在のほうが、私は幾分かでも下回って、コロナ禍を経験しておりますからね。そういう中で、やはり企業が地方に進出する状況には現在はないと考えております。

それと、以前と違う環境が出てきたのは、やはりお耳にしていることと思いますが、地球環境の保全とか、あるいはSDGs持続する社会をどういうふうにして創造していくかという課題がだんだん出てきておりますので、やはりもう1点は、どの程度の大型開発になるか分か



りませんけれども、やはり自然に手を入れるということはかなり自然を傷めかねないという一つの感受性がございまして、その辺を勘案しながら、これからの町づくりを進めていきたいと思っております。

そして、先ほどのサンドスキー場の関係をちょっと申し上げますと、ご承知のように、あそこに上ってみますとサンドスキー場から見る町全景は非常に素晴らしい景観であります。これを何とか生かしたいなと思っております。検討課題としていきたいと思っておりますが、全般にわたって町の魅力を発見、掘り起こして、その発信に努めて、四季を通してお客さんを呼び込むことができる体制づくりを進めていきたいと思っております。決して箱物づくりではなく、関係交流人口の増加対策について研究を深めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（貝塚嘉軼君） 貴重なご意見、ありがとうございました。

ぜひ、私も箱物については反対です。以前から、箱物は10年たてば終わりですよ。日本全国一回りしますよというようなお話も聞いておりますので、箱物を造るとか何かじゃなくて、やっぱりもう今ある自然のあるものをどうやって生かすかということと、それによって人が集まってきてくれるということで、地域が活気づくということ、私はそういう考えで物事を進めていくということは今の御宿にとっては大事じゃないかなと。

だからといって、私が町民の皆さんにお話しすると、何で議員さんができないのと言われるわけですよ。それは議員は執行権がありません。執行権があるのは皆さんが選んだ町長ですということで、ですから、皆さんの考えを町長にお伝えするのが私たちの役目であって、また、町長のやろうとすることに関して正しいか正しくないかを判断して議決することですよ。それが議員大きな仕事ですよというようなことを説明するんでありますけれども、何せ高齢化が進んで、本当にどこへ行っても若い人は本当に一握りもないということで、これから先、御宿は若者のいない町になってしまうのかというような危惧されるわけですよ。

ですから、よそから人が来て、そこに若者が、あるいは、中年、老年が住んでくれるようなやっぱり環境を示すべきじゃないかなという思いがあって、思い出したわけじゃないですけども、10か年計画を新たに作成するにあたって、やはり有効できる町有地があれば、それは活用しなきゃいけないだろうと。それを活用して、そして新しい元気な町づくりを令和5年度から歩み出すというようなお考えが大事じゃないかなというふうに思ったので、このような町長に対して質問をしたわけでございます。

これからも、町長は町のことを本当に真剣に考えているというようなこともお聞きしたので、

ぜひこれからもひとつひとつ、議員のことも聞く耳を持っていただいて、また、各担当課長の提案した事業も目を通して耳を傾けて、町長を長として一団となって、御宿町は進んでいかなければ取り残されていっちゃうなというのを私はちょっと心配したので、議長の許しを得て一般質問させてもらいました。

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（土井茂夫君） 以上で、7番、貝塚嘉軼さんの一般質問を終了いたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

(午前10時11分)

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

---

◇ 滝口一浩君

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口一浩さん、登壇の上、ご質問願います。

(12番 滝口一浩君 登壇)

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を始めさせていただきます。では、着座にて失礼します。

まずは、毎度のことでありますが、私も議員やりながら一商工業者として町づくりの発展並びに商工業の発展に尽力を微力ながらしている関係で、魅力ある地域づくり及び地域活性化についてという題で、まずは、町づくりの方向性についてですが、これはいつも、前にも聞いたこともあるんですけども、まず今の時点で、今コロナ禍で日本経済、大打撃を受けている中で、強い企業はある一部では業績を伸ばし、ある一部の業種並びに会社では非常に厳しいような状況もあります。

前段の貝塚議員と重なるところも多々ありますが、私なりの質問で答えを返していただければと思っています。

まず、今後の御宿町全体の町づくりについて、町長は、どのような町を望んでいるのか。また、今後どのような方向性を示していくのか。そういうビジョンを明瞭簡単に説明していただければと思います。

第5次御宿町総合計画の策定スケジュール案も、前回の議員協議会でいただいてあります。ありますが、まずは、町長の見解をお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 滝口議員より一般質問をいただきました。ありがとうございます。

魅力ある地域づくり及び地域活性化について、1としまして、町づくりの方向性について、今後、町全体の町づくりについてどんな町にしたいかなど、方向性やビジョンをお聞かせくださいというご質問であります。

私は、これまで5回の町長選挙を経験してきました、その都度、町づくりの公約を上げております。簡単に申し上げますと、1つとして、防災対策の充実について、災害に強い安心・安全な町づくりを行っていきます。2つとして、福祉政策の充実について、高齢者の皆様が生きがいを持って生き生きと暮らせる町づくりであります。3つとして、教育施策の充実について、子どもは町の宝、子育て施策の充実を図ります。4つとして、観光と産業が元気な町について、元気あふれる町づくりであります。5つ目に、環境施策の充実について、住んでよかった、住み続けてよかったきれいな町づくりであります。この実現のために、一つは、全町公園課を設置させていただいたわけであります。6つとして、人が輝き、世界に開く文化の町づくりを進めてまいります。文化を重視し、文化施策の充実を図っていきたくと思います。そして、7つ目として、町づくりの基盤整備の推進について、道路整備の推進などしっかりと進めていきたくと思います。

このようなことを目標に、まず町づくりを進めていきたくと考えております。貝塚議員のご質問にお答えいたしました、私たちは100年に一度、200年に一度と言われるコロナウイルス感染症禍を経験いたしまして、非常に大切な何かを学ぶことができた、体得することができたと確信しております。

あとは、実践することのみであります。目標、ビジョンとするところは、活力に満ちた元気あふれる町、豊かな町であります。一案として、年間を通したイベント開催を工夫して、交流関係人口の増加を創出し、地域経済の活力を生産していきたくと考えております。活力に満ちた元気あふれる町、豊かな町、これが、私の町づくりビジョンであり、方向性であります。

以上であります。

○12番（滝口一浩君） 今、町長から答弁いただいたんですけれども、10年前と同じような答弁で、町長もご承知のとおり実践が大事だと。じゃ実践が大事なのに、なぜ御宿は、私の私見かもしれませんが、ほかと比べることもないと思うんですが、どちらかというと元気がない、活気がない、人口は多少緩やかな人口減少になっているわけで、もう少し、中長期的なビジョンというのは、そのきれいな、今読み上げていたとおりのことだとは思いますが、

実際に今、時代の流れで10年先を、この間ちょっと上場企業の会計を担当している方と話があって、10年先を読める人は誰一人、今の世の中ではないだろうと。確かに10年後どうなっているかなんていうのは全く分からない。昔は5年、10年先を見て事業をしるなんていっても、今はもう1年、2年で形態がどんどん変わって行って、なかなか先が読みづらい。

そんな中でも、とにかく1年先、2年先に結果がどうなっているということを、今までほぼほぼ出てきていないわけですね。今、田舎では比較的、不動産事業が好調なわけで、東京から、都心部の方からしてみれば田舎の土地とか中古物件というのは相当1桁違う安い金額なので、目をつけたり、これから多分もうちょっとの間、いい循環が生まれていくんじゃないかなという中で、この前アメリカ人の方と話す機会があって、やっぱりリゾートマンションでリモートをやっている、いずれ一軒家を買いたいということで話ししていたんですけども、その人の言葉なんですけれども、何でこんないい町、環境ですね。先ほども町長もおっしゃっていましたけれども、自然環境に恵まれたいい環境がある中で、何で御宿はいけていないんだみたいな。

やはり外から入ってくる人とか、外国人の方とか若者の方というのは率直な意見がそのとおりだと思って、今、私の娘は大学生なんですけれども東京に行って、僕らが、何年前だ、もう40年ぐらい前になりますけれども、東京にいたときは、御宿だというと誰もが10人が10人知っていて、いいところだよなとかって、結構すぐそういう関係で友達になったり、いまだに付き合いがあったり、それが今はほとんどの若者とか外国人の方は、御宿というブランドを知らない世代。勝浦の隣とかいすみ市の隣とかという表現が出てくる。数十年前までは、御宿の隣の勝浦市、御宿の隣のいすみ市とかというのが定番のことだったんですけども、それだけブランドイメージが全く今ない状況にある。頑張っていけば、それを上げていけばいいだけの話なんですけれども、僕の尊敬する一人の経営者で、ソニーの元会長さん、今月か亡くなられて、その人のコラムを読んでいて、この方は常に前例がないことをやって、ソニーの中でも異端児と言われて、賛否両論はあるんですけどもソニーの基礎、今のゲーム機だとかの基礎を築いた人で、その中に書いてあったんですけども、やっぱりソニーらしさとか、あとは、ソニーは、あんまり企業名を出すとあれですけども、常に格好よさを求めてそれを追求してきた結果が、今のソニーの復活につながっているんじゃないかなと。

例えはあれなんですけれども、御宿も御宿らしさとは何か。御宿に住んでいる格好よさとは何かを、やっぱりローカルの人たちも新しい新住民も求めているわけで、急激な変化は必要ないと思うんですけども、やはり海岸線のインフラ整備は役所として最重要課題ではないのかなと思います。あとは、やっぱり移住者に優しい町づくりはしてほしいと思っています。

そんな中で、何が言いたいかという、今まで町長は、この10年の間、温泉で町づくりをする。メキシコ交流で町づくりをする。さては、最近ではICTで町づくりをする。そういう具体的な単費なスローガンもあった中で、全体のスローガンはいいんですけども、じゃ今まで言ってきた、先ほどの貝塚議員もおっしゃっていましたが、ほぼほぼものになっていないですよ、その何々で町づくりをするということが。

だから、じゃ今は何で町づくりをするんだということを、再度、中長期的な全体像じゃなくて、短期的な単費でどこに焦点を絞って1年先を目がけるのか、そこを聞いたかったのも、もう一度ちょっとその辺に関しては、もしないならいい結構なので、もし何かあれば答弁いただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げたとおりでございまして、元気・活気あふれる町づくりということで、じゃ活力の生産をどうするかということについて、例えば先ほども貝塚議員さんがご質問いただきましたけれども、通年観光ということを目指したい。その具体策として、今私が考えているのは、イベントの連続性です。12か月にわたるイベントの連続性。これによって交流人口を増加させる。そういうことを今、ぜひできるだけ早く、この1年のうちに早く形をつくっていききたいなと思います。

○12番（滝口一浩君） イベント出ましたけれども、今、徐々に新しく観光協会あたりが主導権、今までにないフリーマーケット的なうみそらマルシェとかそういうのも、本当小さいながらも徐々にはあるんですけども、よそは、修学旅行者はじめ、観光業者をどんどんコロナ禍で準備をしていて、そういうところで相当人数を集めているところも地域もあります。人数を集めればいいのかという問題じゃなくて、じゃイベントを打つんだったら、じゃどのようなイベントが効果的なのか。そのようなところは、じゃ町でやるのか観光協会に頼んでやるのか。

観光協会、商工会はじめ、ちょっと町との信頼性にちょっと僕も地方創生がらみで疑問を持っている一人なので、まして観光協会の一昨年イベント費用の町長との口約束で1,500万円の補助金を出すというようなことが、結局、観光協会がかぶってしまって1,500万円の借金をしょってしまった。

あまり一般の人は知らないわけですが、観光協会員だとか商工会員は皆さん知っていることで、じゃそのアフターフォローはあったのかという。お金をこれ口約束で出しますと言って、執行する前にフライングしたことはフライングしたことかもしれないんですけども、町長自

らの言葉でそれを約束したのがほごにされているのはまだ直ってなくて、じゃその後どのようなフォローができたのかということに関しては、この辺についてはどうなっているのか。この辺は観光課長のほうが詳しいですかね。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 観光協会への支援ということでございますが、基本的には観光協会につきましては法人でございますので、自助努力の中で頑張ってもらいたいということあるんですが、ただ、取組の中で二人三脚ということで、各種地方創生事業の交付金等を使った委託ですとか、ほかにも通常のイベントに対する補助金等を活用していただいて、支援をさせていただいているところでございます。

○12番（滝口一浩君） ありがとうございます。

これは、詳しい内容がどうであったかということよりも、観光協会のほうでうちでも引き受けますということで、それは財務的には事務方にも聞いていますけれども、何とか今のままだとできる範囲で、何とか努力してやっつけていけるでしょうみたいなことはしているわけですが、ここの部分がマイナスになっているわけで、本来だったらここはマイナスになっていなかったら、もっとイベントとかというのであれば、観光協会のほうでももうちょっとできたんでしょうけれども、やはり今、全国どこでも、後のところで経済対策のところでもちょっと触れているんですけども、どこでも同じようなことをやっているわけですよ。

今、個人で結構動いているんで、どちらかというところ、G o T o トラベルとかを早く国がやってくれたほうが何かといいとは思っているんですけども、G o T o イートは千葉県のやつは僕も購入しましたけれども、期間も短くてぎりぎり全部使い切りましたけれども、ある程度そういう県とか国の施策もうまく使いながら、とにかく400メートルトラックに例えれば、御宿は近隣で言えば一宮だとかいすみ市の移住定住施策だとか、館山市、南房総市に比べると一番後ろのほうを走っているように思えるわけで、その辺はもう喫緊の課題なので、ぜひ短期的なものに集中して今いってもらえればなと思います。

この辺はちょっとまた後で経済政策もありますんで、2番目のエレベーター設置についての質問をさせてもらうわけですが、これ町長第1期目からの公約で、この10年、正直言って申し訳ないんですけども全く同じような答弁が繰り返されていて、民間企業からしてみれば、これどうにかなる話なんですかみたいなことはもう言っていて、町なかでは、全部の住民とは言いませんが、ほとんど話題にもなっていないような状況がある中で、エレベーター設置について、国やJRとの協議をしているみたいですが、何が問題か。

我々議員とか、これ協議会をつくってあるはずだとは思いますが、昨年度、報告が一切ないということはどういうことなのか。これ重要課題で上げている案件を、何人かの議員と国交省とかJRに、最近どのクラスと会ったのか分かりませんが、そういう話がある中で、全く協議会にも上がってこなくて、全ての議員はさっぱり分からないような状況なんで、この際ですから、どういう状況になっているのか議会と共有したいと思うので、答弁お願いできますか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、2つ目のご質問ですが、御宿駅へのエレベーター設置について、これまでの経緯・経過についてご報告を申し上げます。

昨年、令和3年3月に第1回御宿駅へのエレベーター設置整備事業促進協議会を開催して以来、コロナ禍もありましてなかなか動きが取れませんでした。昨年の12月に、衆議院議員森英介先生及び国土交通省鉄道政策課を訪れました。そして、本年1月中旬に横浜にあります国土交通省関東運輸局を訪れ、1月下旬にJR東日本千葉支社を訪れました。そして、4月中旬になりまして、再度、国土交通省鉄道政策課を訪れ、ご指導をいただいた次第でございます。そして、先月5月中旬にJR東日本千葉支社の皆様にご来町いただきまして、協議を進めたところであります。

このように協議を進めている目的は、申し上げるまでもなく、人口減少、少子高齢化が進展する中、国、そして地方においてもバリアフリー化施策の充実はますます重要な課題と捉えているからでございます。

高齢者の皆様をはじめ、町民の皆様に安全・安心に生き生きと生きがいのある生活を送っていただくことは、地方創生の実現そのものであると考えております。バリアフリー化施策の1こまとしての御宿駅へのバリアフリー化があり、その一手段・手法としてエレベーターの設置がありますが、国土交通省、JR東日本支社との協議を進める中で、事業費の少額化、小さくするということですね、施設の安全性をより高めることを目的に、JRの鉄道ネットワークの維持、固定費等の削減等に係る施設のスリム化と、バリアフリー施設整備の両立をいかに果たしていくかなど、協議の主要な点となってきております。

そこで、3つの手段・手法について検討することといたしました。

1点目は、これまで協議してきましたとおりのエレベーター設置による駅バリアフリー化の実現であります。

2点目は、駅のホームの単式ホーム化ということでもあります。どういうことかと申しますと、

この点については再度、国土交通省を訪れ確認いたしますが、具体的に申し上げますと、改札口を入れて構内の目前にあります線路を廃止しまして、言わば御宿駅においては下り線路になりますが、この線路を廃止しまして、そこをスロープ化してホームに上がる。この場合、列車交換を円滑に行うためのダイヤ改正や、ホームより浪花側の切替えポイントをホームより勝浦側に移設する必要があります。

そして、3点目として、改札口を入り、線路を踏切横断した後にスロープ化してホームに上がる。この場合、遮断器や警報器、照明設備など多くの装置が必要になるとともに、踏切横断の際の安全状況確認を係員が目視等で確認する必要がある。駅員の雇用の人件費などが発生いたします。

今後におきまして、今申し上げましたこの3つの手段・手法について、事業化は可能なのかどうか。また、事業費についてどの程度要するのかなど比較検討し、促進協議会の皆様のご意見を伺いながら、また、国土交通省のご指導いただきながら、JR東日本千葉支社の皆様との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（滝口一浩君） 何も目新しいことはないわけで、これは私の全く私見ですけれども、今の話聞いてJRは全くやる気がないからそういうことを言うわけで、ていのいい、国交省、JR、町の3分の1の負担金のことは考えていないと言われているのと一緒なことなのではないでしょうか。

町長ね、10年間それ言い続けていますけれども、今の現状を知っていますか。昨年度、一宮からワンマン電車は2両編成になっているんです。まだまだと思っていますよ。人口が減っても公共交通を守る、昔で言う国鉄、JRの使命で、一宮から木更津まで。内房はもう完全に特急は止められていますけれども、近々に一宮までである程度特急も止まるんじゃないかということも言われています。事実上、もう御宿からも鴨川までは各駅停車なので、特急わかしおも。

ある程度そういうのを覚悟して行って、ましてや最近、みどりの窓口までとめられて無人駅状態になっているさなかに、そういう言葉を本当にいつまで引っ張って、それが10年たったわけですが、どう考えても、方法は一つあるのは、もう明白なことは、皆さん知っているか知っていないか分かりませんが、要するに、その補助金制度を使わない裕福な町だったら自前でやればできる話なんですよ、駅のエレベーター。

ただ、それをやってしまうと、後の公共施設の問題にも触れますが、御宿町にはそういう余



力は残っていないと私は思っていて、よっぽどのことじゃない限り、スポンサーが出ない限り、それはなかなか厳しい話で、町長も公約だから公約だからと言わずに、現実を見つめてもらって、本当に住民の方が望んでいることなのか、それとも、それはエレベーターあったらいいなでの話、誰も否定はしないわけで、ただ、多額の費用がかかる。一番問題なのはランニングコスト、維持管理費なんですよ。

ほとんどのバブル時代の経営者がこけたのは、その維持管理費のことを考えていなくて、どんだんだん借金が膨らんで、その当時終了したみたいなこともあって、何回言っても森先生の代議士先生の事務所は紹介はしてくれますよ、行きたいと言うんだったら。僕が電話してもどっかの省庁に行くときに、最近は別に電話とかしたことはないですけども、紹介ぐらいしてくれます。町が言えば、首長と議会の何人かが行くと言えば邪険には扱わないと思いますよ。やはりそれなりに場数を踏んできた省庁関係の人たちは、腹の中は分かっていたって、表立っては。

J R、まして今度 J R にしてみれば、どの辺レベルの人と話をしているか分からないですけども、支社の中でも上のほうの人とは多分、下で、下と言っちゃ悪いですけども、ある程度のクラスで止められてみたいな話で、御宿レベルの乗降客が1,000人ちょぼちょぼのところ、夏の観光客が10万人にも届かないものを、幾ら高齢化とかいっても、高齢人口のそれは高齢化比率であって、年寄りが多いところはもっとほかの地域でもいっぱいいるわけで、なかなかそれはハードルが高過ぎて、跨線橋すらもうぼろぼろなのに直してもくれないし、御宿町で直すような余力もないので、そっちのほうは全く先の話ではないかなと思うわけで、あまり期待を持たしていても、高齢化社会なのでもう今100歳時代と言われているんですけども、10年、20年、このままの状況でいいのかというと、僕的にはすごい心苦しいような、広域で考えれば、正直、勝浦市もいすみ市もその中に幾つも駅があるわけで、その中の御宿は一つだと考えれば、下りは勝浦、上りはいすみ市の駅を実際に皆さん使って、身障者の方もそれで別に不自由はないようなことも聞いています。

御宿町が何かしらの突拍子もない、事業では無理でしょうけれども、そういう資金を寄附してくれるような10億円だとか、まあ5億円でもいいですよ、してくれるような人がいれば、全くすぐできちゃうような話ですけども、いつまでたっても3分の1を引きずっても、僕はそれほどどこかでけじめをつけていただきたいという個人的な願望であります。

要するに、1年たっても、じゃこの協議会の人たちもその辺が分かっている入ってきているのか、僕らも10年、町長の言葉を聞かされているので、もうほぼほぼ諦め状態にはなっている

わけで発言しているわけですが、税金を使って少額といえども交通費から何から、時間にしてみれば町長の時給というのは相当高額なわけで、ほかにも、これが大事じゃないというわけじゃないんですけれども、もうやること山積みの中で、嫌々会ってもらって、ありきたりの回答をもらってもしようがないんじゃないかなと思っているわけです。

この辺に関して、けじめはいつつけられそうですか。それでもまだあと10年目がけてこの案件をやり続ける。その辺だけちょっと一言答弁をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほどある程度、経緯・経過を申し上げましたけれども、今、JR東日本千葉支社と5月中旬に膝を突き合わせてやったときに、先ほども申し上げましたけれども、その前にJRさんから御宿町と課題を共有したいというメールが入りました。もともと私どもが支社を訪れる予定だったんですが、見えていただけるということで、役場のレセプションルームで1時間40分行いましたけれども、要するに、先ほども申し上げましたけれども、おっしゃっておいりましたけれども、JRはまさに全体で鉄道ネットワークの維持、要するに鉄道を動かすことに基本的にはそれが基本で、それを守っていかなくちゃいけない。同時に、施設のスリム化も図っていかなくちゃいけない。かといって、国土交通省においては、バリアフリー法に基づくバリアフリーの推進を大きく掲げて、地方に熱い支援を送りつつあります。

そういう中で、当然、国土交通省からJR東日本千葉支社に大きな指導が入っています。そういうことで、かなり千葉支社の考えは変わってきていると、私は認識していますけれども、その課題を共有したいということでもあります。言わばバリアフリー設備の推進と、一方で鉄道施設のスリム化も図っていききたい。この両立をどうやっていくかということで、これをこれから詰めていきたいと思いますというところでありますので、私は、先が見えるまで、もう当分の間、当然これはもうできるだけ可能にするように努めていきたいと思えます。

○12番（滝口一浩君） 町長はそれでいいかもしれませんが、じゃ今エレベーターが必要な方って、70歳とか80歳、90歳の方。やっぱりそういう方が一、二年の間にそれがつくられなければ、さらに10年。10年たったら、もっと多分ぼろぼろになって。現実を見てくださいと僕は言いたいんですよ。みどりの窓口すら閉鎖されたんですよ。人なんか外に出てきていないですよ、中に1人ぐらいアルバイトの人がいるのかもしれないけれども。

その現状をJRさんの柔らかい言い方なのか、それは僕が立ち会っていないので分かりませんが、御宿町を邪険にはしないと思えますよ。ただ、言い回しからその意図を考えていただきたい。じゃどれぐらいの人があと二、三年の間にそれが実現するんだと言ったら、多分

99%いないと思いますよ。町なかの人で、それが実現するような運びになると思っている人は。

そういう中で、ほかに言いましたけれども、ほかにも問題山積みなので、これはまた先に行きますけれども、1年に1回この同じような答弁を僕はもう10何年間かせられているので、聞いたことない人はそりゃ新鮮かもしれないですけども、JRが本気ならそんな程度で済んでないですよ。1年に1回ぐらい膝を突き合わせたなんて自慢にならないですよ、そんなの。やる気があるんだったら、1か月に1回行ってやんやん言うしかないじゃないですか、もう最後の手段は。

一番、僕のご自身が本当に自信があるのかと言いたいのは、うちの議員さん連れて森事務所に連絡する前に、小高県議さんに何で推進委員会に入っているのに声をかけないんだという。小高県議さんも本気でやるんだったら協力しますよと僕に言っていました、前。ただ、本気じゃないんだったらまあいいんですけどもみたいな。だから、何かあれば声をかけてくださいと。全然声かけてないじゃないですか。自分らのちまちました考えで言っているだけで、それは県議に対したって失礼な話で、小高事務所に先に連絡するほうが先ですよ。千葉支社なんですから、JR。

国にだって、まずは代議士事務所。代議士事務所だって森先生出てくれないじゃないですか。ただ、秘書が連絡してくれるだけで、そのことは実際の話なんで、何かのときに、世間にでもこういう状況なんだということをお伝え願えればと。御宿広報に書いてくださいよ、膝を突き合わせた話を。一回も御宿広報に出ていないですよ、エレベーターの話は、議会以外では。

これまた時間が全くなくなって、全部消化ができなくて、全く滑っちゃう話になるとまずいので、次の3番目にいきます。

旧岩和田団地の解体については、治安の問題などがあるため早期に解体する必要があると思われれます。いつまでもそのままにしておくわけにはいきません。いろいろな提案の中、話が進行していることを踏まえ、協議機関はできればもう今年度中ということはこれはもう、本来なら今年度中にあそこは更地になって、組合にお返ししているような状況だったはずなのが、なぜかいきなりまたテーブルが戻って、壊さずにそのまま、何か次の話になっちゃって、ここはもう議会とは全く共有できていないことだったんで。

なぜかという、一昨年、これ解体する設計費用まで無理やりに計上して、それ入札が終わっているわけで、それが何でまた取壊しは次の事業が決まるまで先延ばしになって、町がそこでストップをかけるように、町は更地にしてお返ししなければいけないわけで、契約上。本来なら、組合が上の建物も全部を負担するところを町が数年、数十年前ですね、引き受けて、そ

れだけ底地は組合、上物は町なんで、これは少なくとも今年度中に計画立てて、来年には更地にして組合にお返しして、なおかつそれで協力を求められるんだったら町が協力すればいい話であって、町の使命としたらこの古い建物をまた壊さないなんていう話になっては、とんでもない話になっちゃうんで、その辺がどういうふうな進行状況なのか。ここも議員2人、協議会に入っていますけれども、この間ある程度のことは聞いて、その先に進んだことがあれば、町長のほうから答弁をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 岩和田団地跡地利用計画につきましては、ご承知のように一昨年、令和2年10月に議員の皆様、岩和田地域の関係者の皆様、各団体長さん、学識経験者、漁業組合長さんはじめ漁業組合関係者の皆様、及び役場の職員からなる岩和田団地跡地利用検討協議会が発足いたしまして、これまで4回の会議を経て現在に至っております。

第3回目の会議におきまして、岩和田出身の女性建築士の方から一つの提案がなされました。その提案は、老朽化した施設を解体するのではなく、リニューアルして活用を図る案でありましたが、果たして地震と災害時において耐震性はどうかなどのご意見があり、耐震性に関する調査を行いましたところ、耐震性は大丈夫だという調査結果が第4回目の会議で発表されました。意見交換や協議がなされましたが、同時に会議において他の委員のメンバーの方から、老朽化した現在の建物の活用はなかなか困難ではないか。費用面においても再利用については多額の費用がかかるのではないかなど意見がございました。

第4回目の会議は2月下旬に行われましたが、およそ1か月後、漁業組合長に再利用に係る提案をされた方から提案の取下げの意向が示されたと同いました。取下げの理由は詳しくは伺っておりません。

第4回目の会議に戻りますが、当初のとおり建物を解体して観光振興、漁業振興に資する件について、意見交換があったところであります。

その後、会議は開かれておりませんが、組合側と事業者の方との間で、ある程度の協議がされていると伺っております。

今後におきまして、利用に関する案が一通りまとまれば、検討協議会に提出され、各委員の皆さんのご意見を伺うこととなります。

これまでの議会における私のこの岩和田団地に関する考え方につきましては、今、老朽化した建築物がございますが、やはり周囲の方々のやはり、例えば台風とか大きな風が吹いたときに、なかなか大変ではないかということもございました関係もありまして、このようなことで

現在に至っておりますが、現在そのような状況でありますので、今後、現在行われております協議の進展動向によっては、可能な限り議会にご報告を申し上げて、現在の建物の除去、また、新しい産業振興に係る計画等が協議会で検討されまして、方向性が出れば、そういうような状態で、また、議員の皆様方にもご報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

○12番（滝口一浩君） これ事業が今進行中ということですがけれども、その女性の方、僕もたまたまその建築家のご夫婦とお会いして怒ってましたよ、実際に。正直に言います。要するに、地元のために身銭を切って善意でやっていた人、また1人、消してしまったと。ここには何かあるか。大体、予測が当たっているんですけども、その事業者の方と進んでいるなんということは、議会のほうには何の報告も何もないわけで、要するに、一番最初、僕も商工会長としてその場につきましたが、組合の土地なんで余分なことは言わないようにしようと思って、口は開きませんでした。

その後、後進に譲ったわけですが、一番の問題は、その学識経験者の方、これどういうジャンルでどういうところにそういう町づくりに関してどういうプロフェッショナルの方なのか、その辺全く議会のほうも聞かされていないんで、それは町長のお知り合いの方なのかお友達の方なのか分かりませんが、その人の学識経験者という履歴も、どういうものにたけているんですか。なぜあそこの一等地の御宿アパートの海の見えるところの、何……何が専門なのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この学識経験者の方は、私が捉える限り、やはり事業に成功して、観光振興といいますか、観光産業の振興に非常に私は造詣が深いという考えでおります。そういうことで学識経験者として委員さんになっていただいております。

○12番（滝口一浩君） 分かりました。そこまでおっしゃるなら、今度、議会にその方がどういうことをそこでやりたいのか、それは議会からも出して絡んでいるわけなので、それは百人十色なんで、本当にじゃその方に任せていいのかというのは、組合が判断するようなことではありますが、町にとっても大事なところで、町が壊す負担を背負うわけなんで、我々にもその辺は、じゃどういうビジョンを持っているのか、議会に議長を通して呼んでいただいて、ディスカッションでもできればと思っているんですけども、その辺はできますかね。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 基本は今おっしゃっていただいたように、土地は組合の土地でありまして、基本の検討をする内容というのは協議会がやはりやると思いますが、しかしながら、ご

指摘のように、町財産を町財源を使って壊したりなんかしますので充分にご関係がありますけれども、そういうもし今後の、例えば状況が前を向いて進むようなことがあれば、また、今、おっしゃられたことは検討させていただきたいと思います。

○12番（滝口一浩君） よろしくお願ひします。それは組合と進んでいるようなことをおっしゃったから僕は言ったわけで、進んでいないんだったら別にお呼びするようなあれもないんですけれども、個人的にもどういふものをやりたいのか聞きたいので。

○町長（石田義廣君） 現時点ではちょっと明確な表現はなかなか難しいので、観光等に関わって振興するような事業の内容であるということでもあります。

○12番（滝口一浩君） 僕もまんざら知らない方じゃないんですけれども、山のほうのゴルフ場再生を手がけてきたので、ただ、だからといって、そのジャンルとかいろいろなこと全体のこと本当に任せられるのかということを確認したいので、その辺はよろしくお願ひします。

でも、現時点ではそういうのをないとおっしゃるなら、じゃあそこを壊すのは来年も壊せないって言ったら、ちょっとあれですよ。年中あそこは違法駐車とか何か変な人たちだつて、年中、警察沙汰になっているのを、多分町長だつて地元なんでご存知でしょうけれども、環境よくないですよ。

町の筋論から言えば、もう更地になっている話なんで、飛砂の問題だとかというのは後から出てきた話で、応急処置で植栽でもすれば、それは大丈夫ですよ。箱物なんかやるんだつたら3年、5年先の話になっちゃうんで、そんなまだ住民の全体の意向も聞かない間に、協議会がいいと言つたつて進まないのが事業なんで、だから、地元企業のスピードと御宿町役場、これしようがないですよ、役所のシステムからいって、時間かかるのは。上に決裁上げてやるんで。ただ、そのスピードのずれが大幅にあるんで、今回の女性みたく、ほかにやりたいところが見つかったみたいで、それはそれでよかったんですけれども、せっかく地元の方で、せっかくそこまで言ってもらつた方を、肘鉄食らわしたのと一緒で、どかして、ほかの、何かよく分かりませんが、これは御宿町の将来にも関わることなんで、これは議会とちゃんとここも共有していただいて、全く共有していないですからね、これ。よろしくお願ひします。

時間が全くなくなって、ちょっと困っちゃつたなみたいな、すみませんが、じゃ2番目の御宿町職員の任用等についてという話ですね。

職員をはじめ、町内の人材育成。これは、どちらかという、これ前回、貝塚議員さんが質問されていることとかぶつてちょっと出しちゃつたんで、役所のことについてはいいです。別にこの3月から6月に何が変わったなんて別にないんで。

ただ、町内の人材育成ということは、ここ具体的には若者の、20代、30代、成長機会創造ということで、後段の北村議員がもう、一点集中で、これはその質問ある……僕はちょっとそことはちょっと違った形で、やはりこれからの御宿を担う人たちは若者だと思うんですよ。もう時代は政治の世界でも企業の世界でも、30代、40代が主流ですよ、社長はもう。年取っているのが悪いというわけじゃないんですけれども、僕はもう60に近づいているんで、引退はしませんけれども、体が健康な限り商売のほうはまだやっていきたいなということがあって。

これはどういうことかという、具体的に例を挙げれば、テナントで久しぶりに、駅前ですけども、無理じゃないんじゃないかというジムを始めた人もいます。テナントですよ、これ。高い金額払っているんですよ、これ。

よそからやっぱり民泊を始めて、町のファースト支援をやっぱり通って、それとは別にもう1店舗町内で買って、勝浦でももう1店舗始めたという。久しぶりに、この人も若いですよ、なかなかなんですけれども。

そういうことで、お金とか支援という捉え方、いろいろだと思うんですけれども、ケース・バイ・ケースで。基本的には、商売は自分の責任でやるもんだから、今、国の助成金だとか、再構築補助金だとか、いろんな補助金制度が、持続化補助金ですか、があって、うちのほうの商工会でもスペシャリストを入れた関係で、結構採択率が上がって、足しになっているわけなんですけれども、町として、じゃどういう形でこれは、若手の職員も含めて若い人たちにそういう、どういうことを支援する。どういう感じで成長させていくのか。

これは町にかぶせるだけの話じゃないんですけれども、やはりどうしても何か最近やっぱり新聞とかそういうあれが出ると、町は何してくれるんだみたいな話になってっちゃうので、その辺、町の姿勢はどういうふうな、総務課長、ちょっとでもいいんですけれども、どっちでもその辺ちょっと職員の話じゃなくて何か言ってくれれば。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 今、滝口議員さんご提言といいますかご意見いただきまして、確かに若い方々が、役場の職員はじめ民間の方も含めて、若い方々が外で活躍していただくということは非常に重要なことだと考えております。これは地域の産業経済のみならず、防災ですとか、いろんな意味で若い方々の力というものが非常に必要になってきていると考えております。

若い方々をどのように支えるかということでございますが、例えば内部の職員で申し上げますと、若い方々が出してきた提案について、全てそのままのみにするということではないん

ですけれども、やはり一定の周囲の今の時代を的確にキャッチした提案等については、どのような段取りで、どういう準備をしたらいいのかということで、可能な限り具現化に向けて経験を応援の形に変えて伝えていければなというふうに考えております。

また、民間事業者の方のやる気の創出というものが、やはり地域の元気につながると思いますので、そうした部分ではやはり公金の直接的な助成制度という部分については、公益性や平等性が求められますので、いろんな形で外から行政のできるサポートというのは積極的にしていく必要があるものと考えております。

以上です。

○12番（滝口一浩君） ぜひ、私が思うに、いろんな支援の仕方ってあると思うんですね。我々議員やっているわけで、先ほども貝塚議員さんも触れていましたけれども、執行権はないわけですよ。やんやん言えるわけですよ。何やってくれ、何やってくれ。ただ、それを全部うのみにされても、うのみにされてというかやってほしいものはやってほしいし、できないものはできないとはっきり言っていただけたらいいわけで、権力の話からいくと、全然、我々はおもう12人の中の一人なんで、町長の執行権者である権力とは数段違う。それが皆さん、ちょっと住民の方も誤解しているようなところがあって、議員は何でもできない、議員は何でもできないみたいな。橋渡しはできますけれどもね。

そんな中で、少ない若者、7,000人の人口のうちに有権者が6,300人ですから、どんなに若者がいないんだみたいな、そんな中で一生懸命やって、スポーツでもいいですよ。勉強でもいいですよ。御宿町は比較的、定期券補助だとか、入学当時の補助だとか、議会提案から結構厚くやっているところがあって、近々でいえば、今度は給食の無償化みたいな話もあって、それを言うと、やっぱり子どものいない方だとか、お年寄りの方が不公平じゃないか。でも、お年寄りにはお年寄りで、ちゃんと厚く手当てをすればみたいな感じで。

それはやっぱり供給と需要のお金との出し入れのバランスでやってくればいいんですけども、やっぱりお金がない分、知恵を使えばいいわけで、じゃ町がつながっている、町がいつも世話している人にじゃこの子のスポンサーになってあげられないかと。花火だけじゃなくて、花火の寄附ぐらいでしかみんな思っていないけれども、世の中、だから、事業で成功してお金持ちになった人は別に慈善事業をやっている風習が、御宿とかに限らず日本では欧米社会に比べてやっぱり少ないということなんで、じゃあそれを御宿から、いつも面倒を見ている会社関係に声をかけてくれて、お金の面でもいいですよ、何かしらの支援がみんな盛り上がりみたいな形で少しでも何か、御宿町が何か私のためにやってくれているなみたいなことがあれば、



やっぱりやる気が違ってくるんで、その辺、よろしく願いいたします。

あと2分になっちゃったんで、すみません、急ぎたいんですけれども、今回……ちょっと2分じゃ無理か。ちょっと飛ばして申し訳ないんですけれども、(2)の山口県阿武町の件で4,630万円が当事者に振り込まれました。大騒ぎになりましたよね。御宿町においてもこのようなことが起こるのかみたいなことがあるといけないんで、その辺、住民の方からも御宿町は大丈夫かみたいな話があって、それは役所のほうに聞いてくださいみたいなことなんで、町長で答えられれば町長、取りあえずこの件に関してはどうなんですかね。うちの町は大丈夫なんですかね。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 事務の執行につきましては、しっかりとやってもらいたいと指示しているところであります。適正に事務を執行していれば、過ちは起きないと思っております。可能な限り、事務の適正な執行に努めていきたいと考えております。

以上です。

○12番（滝口一浩君） 町長はその辺の細かな、それは当たり前のことですがけれども、じゃ何でこういうこと、まさかが起こっちゃう世の中になってしまっ。

小泉元首相も言っていましたけれども、坂に3つあると。上り坂、下り坂、まさか、みたいな。まさかうちの町で起こらないといっても、現実にはほかの自治体で起こっちゃって、あれよく分からないのが、デジタルベースで送って紙ベースのやつがそのまま振り込まれたという。我々クラスは1億円とか大体パパママ・ストアのレベルの零細企業が多いので、そんな間違いは、4,630万円なんて払える預金なんか……町の場合は、よくよく考えてみれば40億円、50億円の予算を取っているんで、4,000万円が行っちゃってもおかしくない。感覚がおかしいのかなみたいな。あれがあるんですけれども。

最後に、じゃちょっと会計室長から、うちの町は絶対こういうことは起こらないのか、大丈夫なのか、その辺ちょっと答弁いただけますか。

○議長（土井茂夫君） 大竹会計室長。

○会計室長（大竹伸弘君） 非常にちょっと時間がないので概要で申し訳ありません。

今回の誤りの理由につきましては先ほどちょっとお話しいたしましたがけれども、紙ベースとデータベースが併用されるような使い方があったという情報は放送等で聞いております。当町におきましてはそうした紙ベースの部分というのは、基本的に、それ単体で支払いを起こすような事務は取っておらず、予算を管理する財務会計システムに基づき起票した支出決議票に

ついて1件ずつ一定の審査をし、支払いの決定をして、ここから支払い用のデータをチェックの上でつくり、さらに支払いの原資となる払戻し手続きを行い、これらの全てを合致させて、整合を確認した上で支払いの手続に入っておるということでございます。

こうした事務を日頃から行っておりますが、今後とも、ミスがないように、引き続き丁寧で正確な事務に努めてまいりたいと考えております。

○12番（滝口一浩君） ありがとうございます。

では、質問を終わります。

○議長（土井茂夫君） 以上で12番、滝口一浩さんの一般質問を終了します。

---

#### ◇ 堀 川 賢 治 君

○議長（土井茂夫君） 次に、10番、堀川賢治さん、登壇の上、質問願います。

（10番 堀川賢治君 登壇）

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。一般質問の時間をいただきましたので質問を、町長に質問させていただきたいと思っております。座らせてもらいます。

私は、今日は角度を変えて、御宿町づくりと申しますか、町おこしと申しますか、活性化と申しますかについて質問をさせていただきたいと思っております。

今日は、御宿町は半島でございます、半島地域について、そういうハンディをしょっている御宿として、どうやって町づくりしていくのかという点で町長に質問をさせていただきたいと思っております。

ご存知のとおり、御宿町は半島振興指定地域となっております。半島地域は、地理的制約や地域特性のハンディをしょっていると。これに対して、国・県の支援を地域として、あるいは町としてどのように生かして、人口減少問題とか経済活性化、あるいは、住民が安心して住み続けることができる町づくりに取り組んでいくのか。

そこあたりについて伺いをしますが、実は、令和4年の各課の基本方針と第2期地方創生総合戦略について、行政あるいは執行部の取組課題、あるいは、これらの町づくりの基本的な方針について、ちょっと私も時間がりましたので目を通してきました。

これが第2期創生総合戦略、これともう1点は、この前いただきました各課の基本方針、この2つについてよくよく見ておると、何がハンディなのか、御宿町の厳しいところは。ということで、どうしても半島というハンディをしょっているところが大きな負担になっているのではないかなということで、これから町長に半島についての質問をいたします。

その前に、先ほども話がありましたけれども、御宿町の総合計画が今年度準備をして令和5年からスタートすると。もう1点は、先ほど申し上げました創生総合戦略。これは令和3年3月に改定してスタートしております。これも両方とも人口減少問題、あるいは地域活性化が大きな課題、目的というか課題になっているというふうに思います。基本的な姿勢としては、SDGs、いわゆる持続可能な開発目標を掲げて、これからやっていくんだという方針になっているのは承知しております。

もう一つは、地域再生計画について、これに基づいて、その課題、その課題の解決や地域の活性化、移動手段の利便性等々について、この総合計画、創生総合戦略、地域再生計画、これとまとめますと人口減少対策とか地域経済活性化、それぞれの各課と住民たちが安心して住み続けることができる町づくりというのが大きな課題、目的というか課題になっておりますので、それを受けて私も半島振興計画というのをひもといてみたんですが、3つだけ、これから触れますけれども、半島振興法、もう1点は半島振興計画、もう1点は広域連合促進事業実施要綱と、この3つについて若干触れさせてもらいたいと思います。

半島振興法はもうご存知のとおりの方も多いと思うんですが、三方を海に囲まれ平地に恵まれず水資源乏しいなど、国土資源の利用の面における制約から、産業基盤や生活環境の整備等について、他の地域と比較して低位にあることなどから、総合的な対策を図ることで半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住促進を図ることを目的にするということで、これは1986年、昭和60年の6月に公布、施行されています。

これは時限でして、10年時限で施行されておまして、10年後の平成7年、それから平成17年、また10年後の平成27年、2015年に改定されて令和7年までの10年間となっております。

これについては、千葉県は御宿、いすみ、勝浦、大多喜、鴨川、南房総市、館山、鋸南、富津となっております。ここが指定されておりますが、私が見るところでは、一番割を食っているのは、半島のデメリットをしょっているのは、この御宿町、いすみ市、勝浦、大多喜ではないかなと。ここが一番割を食っている。一番厳しいハンディをしょっていると。

県は、半島振興計画を作成しなければならない。そして、千葉県は南房総地域半島振興計画を策定して出しております。どんなものか私はそこまではちょっと調べていませんが、そういうことで半島振興法が1986年に施行されて、30年を過ぎて40年目に入っております。平成27年、2015年の3月が最終計画に今のところはなっております。

もう一つ、これに対しては半島振興法に関わる支援組織であります。これは、税制上の措置、財政上の措置、金融上の措置、様々な支援をと書いてあるんですが、この中身は私は調べてお

りません。時間があればまた後で調べますが、課長方は皆さんこれご存知だと思いますんで、ここはこういう支援、これに対しては半島振興法の裏づけとして支援措置がありますよということだけを承知していただきたいと思います。

もう一つは、これの法律に基づいて半島振興計画というのが昭和62年、第1次計画が、これは総理大臣同意で計画が成立しております。第2次が10年後の平成7年。さらに10年後の平成17年、このときは総理大臣だけではなくて、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、平成17年の第3次計画は、この4人の同意を得ていると、そういう計画ですね。そして、最終が平成28年2月23日、このときは国交省、総務、それから農水、文科、厚労、それから、経産、環境と、4次計画は総理大臣以下8名が同意をした計画になって、ますます熱くなっているというふうに考えていいのではないのかなど。

県の定める計画に大臣が同意するというので、知事が申請をして申請に基づいて計画策定をして、8人の大臣が同意をしているということでこの計画はスタートしております。

南房総地域振興計画の推進について、これは県が出したわけですね。これに対して国が同意していますが、これにつきましては、我々は一番自慢とする気候・風土・自然、これに恵まれているんですよ。

だから、私もここへ来て25年になりますが、本当に気候と風土と自然に恵まれた御宿町に私も移住してきた人間の一人ですが、ただ、反面、この半島地域というのは地域的な制約があると。

その制約の下に南地域、これは県のあれですから、南房総地域において住民が安心かつ安定して住み続け、働き、憩える地域づくりを目指し、地域特性に配慮した広域かつ総合的な振興を図るために、半島振興法に基づき第4次計画を策定して県が国へ出して8人の大臣の同意を得ているんだと。これが計画なんです。

こういう計画を出して、この計画の概要は何だといいますと、定住促進だとか交通情報通信体系の整備・確保、これは道路網とか鉄道とか公安とか情報通信関係とか、あるいは産業の振興及び就業の促進、それから農水、農林業、水産業、商工業、観光業、就業の促進、これは入っています。

もう一つは、環境の保全、居住環境、福祉の向上、地域間交流促進とありますが、こういうようなもの、もう一つは防災体制の問題もあります。こういうようなものが、この地域振興の計画の中身なんですよね。

これは全く今、我々が取り組んでいるものと同じような方向で進んでいるのではないかなど。

この南房総地域、県が出した地域振興計画の推進というのは、これ見ますと基本的な方向は開かれた地域づくり、活力ある地域づくり、憩い、癒やされる地域づくり、住みよい地域づくり、躍動する地域づくり、安心して暮らせる地域づくりの6つを重点として地域整備を目指すとなっているわけですが、結局、これだけのことを、概要と今言った、基本方針を言うということは、この問題はかなり半島地域では難しいということ、逆に言えばそう言っているのではないかなと、私はこれを読みながら理解して、今日ここに座っているわけですが。

もう1点、半島振興広域連携促進事業実施の要綱というのがあります。これは、国土政策局が出しております。この目的も同じなんです。この要綱の目的です。

この要綱は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、人口減少・高齢化の進行等に直面する半島地域の自立的発展に向けた地域間の交流の促進であります。産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を生かし実施する取組を県がパッケージ化して、一体的、広域的に推進するソフト施策に対する支援を実施し、半島地域の自立的発展を図ることを目的とするとなっておりますので、これ振興法律から、あるいは振興計画、あるいは広域の実施要綱等を見ても、かなりこういう半島に対して国が力を入れているということは、それだけ厳しいということではないのかなというふうに私は理解をしておるわけですが、実は私も出身は鹿児島でございます。

鹿児島というところも薩摩半島と大隅半島、薩摩半島の中心というのは一番海側でないほう、鹿児島市の中心になるんで、鹿児島市が薩摩半島の入り口なんです、薩摩半島の。それで一番奥が指宿というところなんです、ここは非常に活気があるんですけど、大隅半島はないです。だから、鹿児島というところは島が10以上あるんです。これは今度は離島です。離島振興対策をやっているわけです。

私は、もう一つ言わせてもらおうと、新潟で仕事をしておりましたが、私、新潟支社を担当してまして、新潟の中には30ぐらいの営業所があるんですけど、その一つが佐渡なんです、佐渡。今でも人口五万二、三千人。ここも離島振興の対象なんです。あそこは非常に豊かなんです。カニがあったり、魚を取りますけれども、金山が今、観光のあれで、トキという鳥がおります。じゃどういふことかといいますと、離島振興を使って何をやっているか。土木事業やっているわけです。だから、私も月に1回ぐらいは行っておりましたけれども。

そういうことで日本列島は半島が非常に多いところですけども、その中で御宿町も半島の中に入っておりますのでかなり厳しい——環境としては非常にいいんですけども、経済的な活性化とか人口導入とか非常に難しい面もありますから、これをどういふふうにこれから

我々はやっていかなければならないのかということで、今、半島振興法と計画と要綱を読んでもたんですが、今申し上げましたとおり、半島振興法、振興計画、そして半島振興広域連携促進事業実施要綱の全てが、半島地域という地理的制約や地域特性に配慮した半島振興法であり、半島計画であり、広域連携の促進事業。これを、国と県にもう一度、もう一步踏み込んで支援を求めることはできないだろうかというふうに思っております。

これは私のまだ質問で、これは町長にもお尋ねしたいなど。活用すべきではないかなと。もつとこの半島振興法、半島計画をうまく使って、国・県に一步踏み込んだ支援を求めるべきではないかなと、そういうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

御宿町の総合計画、あるいは創生総合戦略、地域再生計画、そして令和4年度の各課の基本計画は、半島振興計画と同じ方向に向かっていると私は読みました。ただ、先ほども申し上げましたが、地理的制約、地域特性というハンディをしょっているから、同じ努力をしても成果がなかなか上がりにくいのではないのかなと。

といたしますのは、先ほども申し上げましたが、夷隅地区、夷隅郡市とっていいのか、夷隅地域の2市2町、勝浦、いすみ、大原、御宿の、私も議員になってから、あるいは御宿台の区長を4年間やっておりますけれども、議員になってからずっと見ておりますけれども、財政力指数がこの2市2町は同じなんです。ほとんど同じ、0.43前後。いいときで0.47前後。これは千葉県の中でもワースト10、7位か8位ですね。これが実態なんですね。これがなかなか。

もう一つ、経常収支比率をいいますと、これも92%、93%、悪いときは95%前後と。これも90%を切るところまでいっておりません。これをずっと私も議員になってからずっと見続けていますが、何とかならんのかなと。

財政課長さんたちは非常に苦労されているのもよく分かるので、分かっておりますので、これも半島地域というハンディキャップをしょっていることではないのかなと。これはいかがでしょうか。こういう課題をどのように解決していくのか、これは政治課題ではないかなと思うんですよ。これいかがでしょうかということで町長にお願いを、お尋ねをしますが、じゃ具体的に質問に入りたいと思います。まとめます、今までを整理します。

半島地域振興計画についてという質問で、これ町長にあれします。整理しますと、半島振興法、これは先ほど申し上げましたが、半島地域の自立発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住促進を図ることを目的とすると。法律の目的はそうなっています。さらに、国交省が追加したのは、半島地域において総合的な対策を実施することを目的とするため策定されたんだと、国交省がさらに追加で申し上げます。

支援措置について、これは先ほど申し上げましたが、財政処置、税制措置等々、様々な側面から支援措置が講じられますと。これ中身についてはこれも課長が一番ご存知だと思います。私はよく分かりませんが、後で個人的に聞いてみようと思うんですけども、支援措置はこうなっています。財政的なバックアップ体制で一番大事なのは、県知事の申請に基づき、我が御宿町は半島振興対策実施地域として指定をされているということでもあります。

また、南房総地域振興計画について、これも先ほど申し上げました、第4次計画が総理大臣以下8名の大臣の同意と。この計画は県が出して大臣が同意しているということです。国家的同意、しかも総理大臣以下、8大臣が同意の計画であり、島国日本としては、半島振興は国・県としての大きな課題として捉えていいのではないだろうかと思えます。

これも一つ、触れなくてもいい……触れときますが、時間ありますから触れときますが、日本の国は半島地域とか離島を放ったらかしてきたのかということなんですが、1972年、昭和47年に田中角栄が列島改造論を打ち出した。あのときはいろんな問題もあったんですけども、じゃ何のためにこの列島改造論を田中角栄が持ち出したかという、日本列島の過密と過疎を同時に解消したいと。いまだに一極集中で過密、東京は過密です。都心も過密です。同時に、過疎は発生し出している。だから、1972年、昭和47年に田中角栄は列島改造論を出しているわけですね。その後、竹下さんも同じようなことを言ったと思うんですが、竹下総理もね。

それからずっと今日へ来て、平成27年に地方創生を打ち出しました。地方創生、これもそうです。一極集中を避けて、地方に人口移動させたいと。全く同じことなんですよね、田中角栄がもう47年にやっているわけですよ。

地方自治法も平成12年に地方分権を打ち出して法律改正しました。自治法の改正をして、そのときに栗山町が議会運営の基本ルールをつくらうと言ってやっておりますけれども、そういう言葉も、ですから昭和47年、それから地方創生が平成27年、平成12年に地方分権の法律改正。

こういうのを見ますと、もう何とかやはり日本の国は地方と半島とか離島とかというところを活性化しなければもたないというのを、この頃から田中角栄の47年の頃から意識的には持ってそういう対策を打ってきているんですね。その一つが今日の、私は、我々がその中に入っている、御宿町が入っているということで、町長に質問をいたします。

○議長（土井茂夫君） 堀川さん、一般質問の途中ですけども、ここで午後1時半まで休憩したいと思います。

○10番（堀川賢治君） 休憩。

○議長（土井茂夫君） はい。

○10番（堀川賢治君） 分かりました。

○議長（土井茂夫君） ちょうど切りがいいんじゃないかと思ひまして。

○10番（堀川賢治君） 食事してから、もう一回やり直します。いいですね、後で。

○議長（土井茂夫君） はい。

○10番（堀川賢治君） じゃ、町長への質問は後で。

○議長（土井茂夫君） 残り時間は午後1時半からありますので、よろしくお願ひします。

○10番（堀川賢治君） はい、分かりました。

（午前11時58分）

---

○議長（土井茂夫君） 午前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

○議長（土井茂夫君） 午前中の10番、堀川賢治さんの一般質問、午後からまた再開しますのでよろしくお願ひします。

○10番（堀川賢治君） それでは、午前に引き続きまして一般質問を続けさせていただきます。

これからは町長に3点ほどお伺ひしますので、一括でお答えいただいても結構でございます。

一つは、今まで申し上げてきました半島振興対策、あるいは半島振興計画等々につきまして、町独自で具体的な半島振興対策について、今後の件について考えておられるかどうか、これが第1点です。

それから、第2点は、地域連携の要綱も午前中にお話ししましたが、特に、夷隅地域といひましても夷隅郡市、勝浦、大多喜、御宿、いすみと、この広域が房総半島の中でも一番半島としてのハンディをしょっているというふうに思われます。

先ほども説明しましたが、財政力を見ましても、ワースト10に入っているのがこの2市2町なんですね。夷隅郡市なんです。これも0.43から0.47を行ったり来たりしておりますし、それから、経常収支比率も90%以上のところですよ。

ですから、これが1年や2年ではなくて長期間でやっているということは、やはり、半島振興、半島のデメリットをしょっているんじゃないかなと、これを挽回できるかどうかということで、地域夷隅郡市の連携の半島振興対策というのを考えていくべきではないのかなと。

幸いにして、先ほど連携の要綱をお話ししましたが、そういうことも県を中心に立ち上がっているという話も聞いておりますので、この2点と、もう1点は、現在の熊谷知事、千葉県知



事は、県庁から遠い市町村に積極的に支援するという公約をしております。

実際、見ておきますと、遠いところの市町村に顔を出して活躍しておりますので、町づくり、町の活性化、経済の活性化、財政問題に地域的ハンディのある房総半島、特に外房、夷隅郡市の半島振興対策に、さらに知事に積極的に働きかけるべきではないかと、県を力にして国を動かすというところに来ているのではないかと。1町だけでは、御宿町だけではなかなか半島というハンディを挽回することはできないのではないのかなというふうに思います。

このままいきますと、ますます房総半島の中の夷隅郡市は取り残されていくのではないかと。新聞等を見てみますと、いすみ市も、それから大多喜も勝浦も一生懸命やっておられるんですが、これは普通の、いわゆる地方創生的なレベルでの取組ではないのかなと。もう一步踏み込んで、この地域は半島というハンディをしょっているんだということで県知事を動かして、動かしてって失礼か分かりませんが、県知事の力を借りてこの房総半島の挽回に取り組むべきではないかなというふうに思いますので、今日は午前中、半島振興法、半島振興計画、それから、地域の連携対策の要綱等について触れさせていただきました。

ぜひ、町長にこの3点、これは一括でまとめて結構でございますのでお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 堀川議員さんにおかれましては、半島地域振興計画についてご質問いただきまして、誠にありがとうございます。

ご質問につきまして、今、おっしゃっていただきましたが、1といたしまして、町活性化、経済の活性化、交通整備に地理的にハンディのある房総半島、半島性の克服など半島振興対策などについて熊谷知事に積極的に働きかけるべきではないか。2としまして、御宿町単独の具体的な半島振興について。3としまして、夷隅郡市連携による具体的な半島振興対策についてのご質問と承りました。

今、おっしゃっていただきましたが、この質問に対して総合的にお答えをさせていただきたいと思います。

半島振興法につきましての答弁の中で、幾分か先ほどのご説明と重複いたしますがお許しを願いたいと思います。

ご指摘いただきましたように、半島振興法は昭和60年に三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなど、産業基盤や生活環境の整備についての他の地域と比較いたしまして低位にあることなどから、総合的な対策を図ることで半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向

上、半島地域における定住化促進を図ることなどを目的に制定されました。

千葉県におきましては、平成27年度、つまり、平成28年2月に半島振興法に基づき第4次の計画として南房総地域振興計画が策定されまして、御宿町、いすみ市、勝浦市、大多喜町、鴨川市、南房総市、館山市、鋸南町、富津市が当計画地域内に属しまして、重点施策としまして半島性を解消する交通・情報通信体系の整備、地域特性を生かした産業の振興及び就業の促進、恵まれた自然環境の保全、生活ニーズに合った居住環境、地域福祉の実現、他地域との活発な交流、自然災害の防止等、国土の保全及び防災体制の強化を重点施策に挙げております。

そして、ご説明にもございましたが、開かれた地域づくり、魅力ある地域づくり、憩い癒やされる地域づくり、住みよい地域づくり、躍動する地域づくり、及び安心して暮らせる地域づくりなど6つの点に重点を置きまして、地域整備を目指すとして計画期間を平成27年度からおおむね10年間としております。

また、地域の課題として南房総地域における人口の流出を止めまして、本地域を人々が住み、働き、憩える地域とするために定住条件の整備を図るとともに、地域内外の都市と農村との交流、さらには国際交流の活発化を図っていく必要があり、また、本地域に特に進んでいる高齢化の傾向に対応していくために地域においてお互いに支え合う体制づくりなど図る必要があるとしております。

私どもの御宿町はまさにこのような課題に対応いたしまして、交通・情報通信体系の整備において、半島振興法による助成を頂き、光ファイバーの整備、地域公共交通エビアミー号や地域内における活発な交流事業として、つるし雛めぐり事業におけるシャトルバスの運行など事業を進めてきたところでございます。

また、移住・定住施策の推進、C C R C事業に見る地域における支え合い体制づくりなど各事業に取り組んでいるところであります。

ひとつひとつの目標、課題について十分な対応には至っていない面もありますが、達成すべき目標、課題は明確でありますので、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、本年2月に策定されました千葉県総合計画におきまして、半島性を克服する交通ネットワークの強化が挙げられております。相互交流を支える道路ネットワークの整備につきまして、圏央道と長生グリーンラインをはじめ、各国道との連携整備、外房地域を結ぶ高規格道路の検討を進めるとしております。

御宿町におきましては、茂原から広域農道を来て御宿町に入る一般県道勝浦布施大原線、通

称実谷バイパスリゾート道路についてでございますが、平成元年に着工され、一部完成をされているものの、なかなか進捗を図れませんでした。地権者の皆さんやご関係の皆様のご協力によりまして、ここに来て先が見えてきたところであります。

先日も夷隅土木所長さんにお会いいたしまして、今後の工程などを伺ってきました。問題解決にご努力をお願いし、速やかな事業の振興についてお願いしてきたところであります。

答弁が前後いたしますが、外房を結ぶ地域高規格道路につきまして、茂原一宮大原道路と、建設促進期成同盟会と鴨川と大原を結ぶ鴨川大原道路の会議を統一していく方向で協議を進めるといたしまして、近々合同会議を開催する予定でございます。

また、先日千葉県自治会館において町村長の定例会が開催されました。国への各町村の要望事項を協議いたしました。御宿町は、公衆トイレ整備に係る新たな国の補助制度の創設を上げました。

鋸南町さんから房総半島と三浦半島を結ぶ湾口道路計画の推進について要望が提出されまして、延長17キロメートルに及ぶ道路計画で、平成20年に国の国土形成計画において長期的な視点から取り組むものとされておりますが、構想は事実上凍結状態になっております。

私自身も湾口道路の建設促進は、千葉県の半島性克服に大きな役割を果たすと考えまして、町村を挙げて、千葉県を挙げて国に強く要望すべきである、そのような機運を千葉県を挙げて高めるべきである旨を発言させていただきました。南房総地域振興計画に属する市や町を中心に外房高規格道路と併せ進捗することを期待したいと思っております。

熊谷知事におかれましては、道路ネットワークの整備をはじめ、様々な課題がこのたびの総合計画と南房総地域振興計画において整合性が図られ、向かうべきひとつひとつの課題が明確に達成に向かって進捗されることを期待したいと思います。

同時に、夷隅郡市における地域連携、そして、南房総地域振興計画における地域連携を強め、ここを核として各課題や目標達成のため努力をさせていただきたいと思っております。

このことをお誓い申し上げ答弁とさせていただきますが、先ほど堀川議員さんにご提言をいただきまして、半島振興法をうまく使って国や県にもっと踏み込んだ要望等、意見等を発する必要があるのではないかという貴重なご提言をいただきました。しっかりと実行していきたいと思っております。ありがとうございました。

○10番（堀川賢治君） ありがとうございました。

総合計画が来年また、御宿町の総合計画がスタートします。既に令和3年にスタートしている創生総合戦略、そして、地域再生計画等々、御宿町としてもこれから、来年の総合計画がス

ターゲットすれば、これに基づいて行政は前へ動くわけですが、これをもうちょっと半島地域の、先ほど申しあげました、特に夷隅郡市、2市2町と一緒に県に新たな積極的なプレゼンテーション、あるいは人材確保、人材を支援してもらい、あるいは、財政を増やしてもらいということにぜひ踏み込んでいただいて、この半島のしょっているデメリットを払拭するように、ぜひ、町長にお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で10番、堀川賢治さんの一般質問を終了します。

---

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（土井茂夫君） 11番、北村昭彦さん、登壇の上、ご質問願います。

（11番 北村昭彦君 登壇）

○11番（北村昭彦君） 11番、北村でございます。議長からお許しいたいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

今回、私は町内トップアスリート選手の支援についてということで1点に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

日本サーフィン連盟は2024年パリオリンピックでのメダル獲得に向け、特定強化指定選手として男女合わせて13名を選出されておりますけれども、このうち2名は何と御宿で生まれて御宿で育った正真正銘の地元選手である松永大輝さんと松永莉奈のきょうだい、お兄さんと妹さんということで選出されたということで、人口7,000人少々の小さな町からオリンピック候補選手が2名も出るということは恐らく今までになかった快挙であり、御宿町にとって非常に名誉なことであると同時に、郷土愛を育み、また、町全体の高揚感や連帯感を生むなど町づくりへの波及効果も大いに期待したいなというふうに考えております。

町長におかれましては、総合計画に「笑顔と夢が膨らむまち」を掲げられておりますが、今後、今回こういった形で非常に期待が膨らむお二人にまずどのような支援というものが考えられるのか、また、この二人に限らず、後に続いていく子どもたち、あるいは、ほかの種目で非常に優秀な成績を収めて期待がかかっている、期待されているお子さんもまた何名かいらっしゃるというふうにも伺っておりますので、そういったことも踏まえて、今後、希望と活力が生まれるような町づくりにどのようにこういったトップアスリートというか、非常に世界とか日本トップのレベルで活躍が期待される選手の存在と、それから、町づくり、町の活性化をどのようにつなげていくのかということについて今回は伺いたいと思っております。

それでは、幾つか質問、通告させていただいておりますが、1つ目といたしまして、まずは

過去の実績ですね。過去にも全国レベルで活躍をされていた選手がいらっしゃったというようなことを少し私も伺っております。そして、町も何らかの支援というのは過去にあったというふうに伺っておりますので、改めまして確認ということで、石田町長のご就任以降、オリンピックあるいは国、県レベルの選手ということで、御宿町から出られた方はいらっしゃいますでしょうか。

また、その選手のためにはどういった支援を当時行ったのでしょうか。また、町、行政がそういう支援をする場合、現状ですとどこの課が担当になるか、また、ほかの自治体ではこういった事例ですね、どのような支援を行っているのか、他市町村の自治体でもし把握しているものがあれば教えてくださいということで1つ目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町内トップアスリーの選手の支援についてというご質問でございます。ありがとうございます。

1つ目の質問でございますが、質問全体について簡潔に申し上げさせていただきたいと思っております。

1つ目のご質問につきまして、御宿町には小中学校を対象といたしました御宿町全国大会等出場助成金交付要綱がございまして、平成29年から令和3年までの5年間に4名の方に助成金を交付しております。回数は合わせて9回でございます。

2つ目に、選手の皆さんにどのような支援を行いましたかということにつきまして、当要綱による助成金額につきましては、1日5,000円で上限を2万円としております。4名の方々に合わせて10万円を助成してございます。

どの課が担当しますかというご質問でございますが、小中学生が対象となっておりますので、教育委員会教育課が担当しております。

他の自治体に関しまして多くを調査しておりませんが、調査した範囲で申し上げますと、小中学生や町内に在住する個人や団体、体育協会に加盟している個人や団体などとなっております。補助額や補助限度額はそれぞれ異なっております。

1つ目ですね、私が就任以降、オリンピック選手や国、県の代表選手など御宿町から選出された方はおりますかというご質問については、私には経験がございません。そのようにお答えさせていただきます。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

主に小中学校の全国大会に行く際の、これは5,000円からということは、交通費というか、額としてはかなり小さいものということで今ご答弁をいただきました。

私のほうで情報が手元にございますのが、町長、ご記憶にないというか、少し違った捉え方をされているかもしれないのですが、平成28年度の決算が今手元にございまして、弓道場を150万円ほどかけて改修をされていらっしゃるということで、これが、捉え方がどうなのかというところなんですけれども、車椅子でアーチェリー、パラリンピックの正式種目になってございますけれども、アーチェリーのほうで石井さんという方がかなりのご活躍をされて、全国でも、手元の資料だと2013年に全国で3位になっていらっしゃるというような方をご支援するという形で、B&Gの弓道場を車椅子のアーチェリー、純粋に弓道だけの弓道場だったところを車椅子かつアーチェリーに対応する形で使えるようにということで、ご本人から直接なのか、ご本人を支援されている方々からのご要望なのか、その辺は私は分かりませんが、そういう形で150万円というような予算をかけてご支援をされたというお話があるのかなと思ってこの手元の資料を見ていたんですが、それはちょっと認識が違っているのでしょうか。ご答弁、お願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今おっしゃられた方は、全国大会でよい成績を収められたとは知っておりましたが、私自身としては、やはり、そういう身障者の方が一生懸命やられて、そうやっているということで、身障者の方だけじゃなくてアーチェリーをやっている方がどの程度いるかは把握はしておりませんが、これも一つのスポーツ振興ということで、その種目の振興に対して、発展に対して、その方は船橋まで練習に行くとおっしゃっていたんですよ。それも大変だなと思ひまして、当然、個人への、私の考えは個人への対応ではなくて、そういうスポーツの振興という観点でそのような施設といいますか、整備をさせていただいたと、私はそのように思っております。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

まさにスポーツの振興という言葉は町長からいただきました。私も今回の質問では、冒頭で松永さんごきょうだいということで個人のお名前を読み上げるところからスタートしたというところで、個人の方へぜひ応援しましょうというふうな話なのかなと誤解されがちじゃないかなというふうに懸念はしておったところです。

私の意図するところは全く違ひまして、先ほど少し申し上げたとおり、こういったことをき

っかけに町のスポーツ振興とか、もっと言うと、もっと広がった形でいろんな側面がスポーツにはあると思いますので、スポーツ振興をどういった形で町づくりのいろんな部分である意味活用させていただくか、今回のこの快挙をきっかけにというところをこの場で町長に投げかけられたらなという思いで質問を準備してきております。ご答弁、ありがとうございました。

それでは、スポーツ振興のために過去こういう150万円という金額も使ってやられていた事例があるということ、実は私は確認させていただきたかったのですが、先に進ませていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問といたしまして、認知度を上げるための支援策についてということで上げさせていただいております。

世界のトップレベルで競技生活を続けるための支援の輪が徐々に町内に広がりつつありますが、競技としてのサーフィンはルールが分かりづらいということもあり、特に高齢者の皆さんなどにはまだまだ認知度が低いようです。

先月号、町の広報の5月号に小さく紹介されておりました。また、今日、記者さんも見えておられますけれども、新聞各紙でもここへ来て、今月に入って立て続けに千葉日報さんとか、毎日さん、読売さん、記事にしてくださって、そんなこともあって、また少し認知高まったかなというふうには思っております。

ただ、やっぱり、単発で新聞に少し載るということだけでは忘れられてしまうこともありますし、たまたまそのとき記事に目を通さなかったという方もいるという中で、やはり、認知を高めていくということのお手伝いが、特に我が町は高齢の方が多いためですので、民間は民間でいろんな形でポスターをつくったり、いろんなチラシ、イベントを、小さなイベントを企画されてチラシをまいたりということをされていますけれども、町役場ならではの支援の仕方というのがあるんじゃないかな、特に世代を問わず、特に高齢の方も関心を持って見てもらえるような、町も一つのメディアという見方をすれば、町の広報に、書かせていただきましたけれども、例えば、2年後のパリオリンピックを目指して今頑張っているというところで、毎号ではなくてもずっとこの先、今も海外で莉奈さん、転戦されておりますが、その様子を継続的に紹介していきながら、少しずつ2年間かけてオリンピック、この町からオリンピック選手出たらいいね、みんなで応援しようというような機運を少しずつ高めていくための、町にしかできないお手伝いみたいなことも少し検討いただけたらいいんじゃないかなというふうにして、この質問をご用意させていただきました。

2年後のオリンピックに向けた連載企画にしたり、ホームページやSNSなどに継続的に掲

載するなど、町内の認知度を高めるための後押しをすることができますかというのが2つ目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 認知度を上げるための支援策についてというご質問でございますが、広報紙やSNSを活用いたしまして広く周知することは町民にとっても明るい話題でございます、勇気づけられることと考えておりますので、町といたしましても町民の方々への頑張る姿、また、何かに挑戦する姿など広く紹介し、町民が一つになって盛り上がるような機運の醸成などは行政として可能なサポートであるのではないかと考えております。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

幾つか質問させていただく予定になってはいますが、最低限ここ、2つ目のこれ、継続的な掲載等々のご支援については、少なくともこれだけでも最低、町長から前向きなご答弁いただきたいなと思っていましたところですので、今のご答弁、ありがとうございます。

ぜひ、2年後に向けて、たとえ、さらに、今、上のレベルにいる選手もいらっしゃることですので、必ずしもオリンピックに出られる、そんな簡単な話ではないと思っています。でも、2年間かけて少しずつみんなで応援しようという機運が高まって、最後、万が一、惜しかったね、もうちょっとで手が届いたねということも十分あると思うんですね。

でも、まだまだごきょうだい、若いですし、さらに4年後のオリンピックというのも十分可能性もありますし、そんな意味でも、今、町長ご答弁いただいたように、松永きょうだい、それから、その後に続く若者たち、もし、そうやって世界に手が届くなんていうことがあれば、こういった形で、単発ではなく継続的にご支援をいただければなというふうに思います。

では、その次、3番目に移ります。

みんなで応援できるような企画の実施についてということで、冒頭でもこういうスポーツのいろんな側面の中で郷土愛とか、町全体の高揚感、連帯感というような言葉を、冒頭で私述ベさせていただきましたけれども、まさに近年、あまりみんなで盛り上がって一つのことで楽しむとか、世代を超えた町民が心一つになって応援するというようなことがなかなかないこの時代において、すごく大きなチャンスというか、町の皆さんと一緒にわあわあ心一つにという、本当に貴重なチャンスだと思うんですね。

ですので、例えば、これは行政が主催するのか、あるいは、民間の方たちが企画をすることに対して支援をするという形、いろんな形があると思うんですが、例えば、パブリックビューイングなんていう言い方をしますけれども、大きな画面をみんなで見ながら一緒に応援すると、



ルールもなかなか分かりづらいところもありますので、その場には解説のような方、サーフィンのルールが分かっている方が前に出て、一緒に画面を見ながら今の技はこうだったんだよとか、今の点数はこうだったんですよ、みたいなことが、そんなイベントができればいいなというふうに思っています。

こんなことも、例えば、町のほうで主催をするというようなことも、私は、最初の一步、なかなかこの町、踏み出しにくいところがあると思うので、ぜひ、検討いただきたいなというふうに思っています。町が主催をして、町ぐるみで応援していこうよという、その先陣を町が切るというようなことでしていただけたらいいな、どうかなというふうに思っているんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 申し上げるまでもなく、世界を目指して頑張っている方々は、スポーツなり、文化に様々な面でいらっしゃいます。そういう中で、やはり、例えば、時々テレビなんか見ていると、大きなテレビ画面を前にしておっしゃられたような応援しているような状況がありますけれども、恐らく後援会やスポンサーなどがいらっしゃってそういうような形を取っているんじゃないかなと推察しておりますが、そのようなことで、いろんな分野の方がいらっしゃいますので、なかなか一つの事案に対してそういう、当然、ある意味では財政支出が伴うと思いますので、その辺はなかなか難しいんじゃないかなと思います。

○11番（北村昭彦君） 分かりました。今のところは財政的に難しいというご答弁でした。

何に価値を見だし、何の目的でそういった財政支出をするのかというところがまた今後、次の質問、次の最後の質問ですかね、のほうで私はそういった議論が今後活発になっていくといいなという思いで今回の質問をさせていただいています。最初の一石を投じるということですね。そういうつもりで今回質問させていただいておりますので、今のところ町長のお考えは承知しました。

少しまた違った目線でスポーツの振興ですとか、あるいは、みんなでそのことを共有するということについて捉えていただけるように、今後も、質問も含めて私も努力していきたいなというふうに思っております。

それでは、次の4番目の質問に移ります。

遠征費などの助成制度の新設についてということで、先ほどはスポーツの振興というところで、あくまでも個人に対してではないというご答弁でしたけれども、150万円をかけて車椅子でのアーチェリーという競技に対しての練習場を改修するというようなことで予算の支出を過

去にされていたというところで、ここは、私、この町の財政の苦しさというのも重々承知していますので、そんなに強く、どうしてもというつもりはないですが、書かせていただきましたとおり、応援Tシャツの販売、それから、先日、チャリティーイベント、壮行会ということで会費の全てが松永さんの海外遠征費用に充てていただけるというような形でのチャリティーイベントが開かれました。

そういった民間レベルでの支援活動が動き出しておりますけれども、他自治体の事例では、オリンピックとか、あるいは世界選手権といったトップレベルの競技を、そういうレベルで戦ってられる地元のアスリートに対して、額は必要な額の本当に一部にはなってしまうんですが、応援の気持ちも含めて遠征費用を上限をつけて助成しているという事例があるようです。

先ほどお伺いした小中学校の全国大会の5,000円とかというよりは、もう少し海外遠征をターゲットにしたような、額としたら20万円とか30万円とか、その程度のものであればありますけれども、そんな事例もあるようです。

また、ただ遠征費用、お金をというだけでもないんですが、先ほどから申し上げているとおり、町を挙げてみんなで応援しようよと、その先陣を切って町もこんな形で支援しているんだよという姿勢を示すという意味でも、こういった助成制度というのは存在する意義があるのかなというふうに思っております。

後続く子どもたちのためにもこういったような制度をご検討いただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたが、町民の皆様方がスポーツや文化、芸術など様々な分野でご活躍されることは非常に素晴らしいことだと思っております。

とりわけ、サーフィンを含めましてスポーツの力を見る人、応援する人々に勇気と感動を与え、多くの方々が一つになって盛り上がることができる大変エネルギッシュなものであると感じております。

ご質問にあります、行政として何らかの支援ができないかということでございますが、遠征費等に対する助成などにつきまして、直接的な支援策につきましては、公益性、平等性が求められます公費の支出の妥当性を踏まえますと、なかなか難しい面があるのではないかと考えております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

他自治体での事例はさておき、町長のお考えでは公平性を欠くのではないかと、一自治体が手がけることでは少し違うのではないかとというようなご認識なのかなということで承りました。違った考え方もあるということだけは頭のどこかに置いておいていただければなというふうに思います。これは、先ほど申し上げたとおり、どうしてもこれやってもらわないと困るというふうに拳を振り上げるつもりはございません。

私としましては、最後に持ってきたこの5番目ですね、ここが自分としては強く訴えたいところでございます。

地域スポーツ振興と町づくりに対する町の姿勢についてということで、私の思いをうまく表現できるかなんですが、まず、今回の快挙で地域に根差したスポーツ振興には体と心の健康のみならず、地元への愛着や誇りを育む、あるいは、町ぐるみで応援することで連帯感が深まる、あるいは、そういった活動が全国的に名をはせるというようなことで、知名度向上といったような形で、町づくりにとって重要な様々な側面があるということをおも今回の件を通じていろいろ考えさせられました。再認識をさせられました。

ということで、町長はこの機会、これは本当に、お金が、松永さんが海外遠征に行くのにお金が必要だからそのお金を町が出してくださいとか、出しましょうよとかという話をしているつもりでは私はなくて、どっちかという松永さんの、松永きょうだい、あるいは、ほかの子たちもいますけれども、そういった彼女、彼らの頑張りとか快挙をいかに、このチャンスはいかに町づくり、今、町に欠けているのは、もうちょっとここ、この町、こうだったらいいのになということをお前に進めていくためのきっかけに、言い方はあれですけども利用させてもらうというか、このチャンスをお無駄にしないために何ができるかなということをお皆さんと一緒に考えていきたいなと、考えていきませんかと、そういう投げかけになればいいなという思いで質問をさせていただいております。

そういった意味で、町長、この機会を生かして、今後このことを教育とか、住民の健康とか、いろんな町づくり、いろんな側面があると思いますけれども、今、私が申し上げたような意味で何か取り組んでいきたいとかという思いがあればお聞かせいただきたいと思います。

また、松永きょうだいや後に続く未来の町内トップアスリートへのメッセージもあれば、併せてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 地域スポーツの振興と町づくりに対する町の姿勢ということでございますが、ご指摘のとおりスポーツの振興は直接心や体の健康につながり、活力ある地域社会の

基盤となる重要な要素であると考えております。子どもから大人まで、より多くの町民の皆様がスポーツを愛好し、スポーツに親しむ機会を多くつくっていきたくと考えております。

申し上げるまでもなく、健康で人生一生送ることは最も幸せなことであると言われております。明るい地域社会形成の礎となる健康づくりの場づくりに、より一層力を注いでまいりたいと思います。

もう1点は、今、なかなかご質問の趣旨に沿わない部分があるかと思えます。私自身としましても、ここは報道機関の皆様が非常に大きく取り上げていただきましたよね、世界へ挑戦、御宿だと。これ、非常に、やっぱり、御宿にもこういう子どもさんというか、選手がいたんだなということですからごく町民の皆さんにも誇りとなって、また、御宿の名前を少しでも内外に知らせていただいて本当に感謝を申し上げますが、なかなかできること、できないことございますが、このような選手の皆様が出てくることは非常に素晴らしいことであると思えますので、可能な限りの、できる限りの応援はさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

私としましては、最後になりますけれども、私としましては、今、町長、最後にできる限りの応援をというご答弁でした。応援はもちろんそうなんです。でも、この質問の中でも申し上げさせていただきました。繰り返しもなりますけれども、今、この町に欠けているというか、こういう部分で苦戦しているなというところを今回の快挙をきっかけに、あるいは、今後も続いていくような、こういったチャンスはどう捉えて、どう生かしていくかという意味で、私としては今回の話をこんなふうに捉えています。

というのは、やはり、いろいろ申し上げた中でも、私はこの一体感とか連帯感とかということ、ここが、今、この町で少し苦戦している部分なんじゃないかなという思いがございます。

例えば、この秋祭り、どうなるのか、コロナで何年もやっていませんけれども、各地区地区で分かれて年番とかというものもありますけれども、でも、年に1回、ああいった形で本当に老若男女参加をして、時に、年番の地区を周りの地区の方が支えるとか、一緒に楽しむとかという、そういったようなことも近年やりづらくなっていた部分もあります。

それから、私が移住してくる前は町民の皆さんが参加される運動会みたいなものもあったんだよとか、そういったことも減ってきています。どんどん、どんどん子どもたちも少なくなつてということで、何かみんなでわあっと盛り上がり、一緒になって協力し合ったり、時にはちょっと対抗して燃える、みたいなことも含めて、そういった機会がなかなかなくなつちやつ

ている中で、こういったことというのはすごく、絶対逃しちゃいけないチャンスなんだろうなというふうに私としては思っています。

また、連帯感とか一体感とか一言で言ってもいろんな連帯、いろんな形があると思うんですが、これは、実は、先ほど滝口議員がご質問された中で、若い人たちをいかに支援していくか、応援していくかというご質問があって、総務課長が本当にうれしいご答弁と言ったらあれなんですけれども、若い人をどう支援していくのかということに対して、経験を応援という形に代えて支援していきたいというようなご答弁をいただきました。

これ、本当に私、この町で、いろんな場面で小さい形では日々こういった、先輩たちが、人生の先輩たちが後に続く方たちを応援するというのは、小さい形ではいろんな場面であるというのは存じています。でも、せっかく高齢の町、高齢者が多い、若者少ない、ほとんどの場合デメリットとして捉えられてしまうんですが、でも、人生の先輩たちが次に続く世代に思いを託して支援をする、応援をするという図式に限っていえば、これは応援する側が多くて、応援される側はかなり手厚く支援していただける可能性がある町という捉え方だってできると思うんですよ。私は、ぜひ、そういう町にしていきたい。

滝口議員の、この町、どういう町にしていきたいかというご答弁に、町長は、町長のお立場なんでいろいろ難しいところはあるのかもしれませんが、非常に総花的というか、全ジャンルにおいてどれも平等ですよというような形で、いろんな、教育だ、何だ、ジャンルに重みづけがないような形でご答弁をされていましたが、私は議員としてこの町をこういう町にしていきたいなど、一個だけどうするって聞かれたら、私は、今、お話ししたような、たくさんいらっしゃる高齢の方、あるいは人生の先輩たちが後輩たちを寄ってたかって応援して、その応援を受けた、支援を受けた次の世代の若者たち、子どもたちはそのことを一生忘れないでいつか恩返しするよって、ありがとうという思いを持って育っていくと、そういう光景が町中にあふれているという、そういう町にしていきたいなというふうに答えたいなと思っています。

そういう意味で、そういう観点から見ると、こういったことをきっかけに最初のスタートを切るというのはすごくいいチャンスなんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、1点に絞って今回の質問をさせていただきました。

今までも庁舎内で若い職員の方たちのいろんなアイデアだとかチャレンジ、ぜひ応援してほしい。町長は、失敗を恐れずにどんどんやれと、何かあったら俺が責任持ってやるから、俺がけつ持ってやるから思い切ってやれというふうに言っていたきたいと、この席でも何度も申し上げてきた、ずっとその思いでやっておりますけれども、今回の質問も思いとしては全く同

じです。そういうことで少しでもこの快挙を町づくりに生かしていただければなというふうに思っております。

長くなりましたけれども、これについてはそれぞれ受け止め方があると思いますので、ご答弁は不要です。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、11番、北村昭彦さんの一般質問を終了します。

ただいまの出席議員は10名です。

---

### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第5、報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

金井企画財政課長の報告を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案に添付しております令和3年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、令和4年第1回定例会にてご承認いただきました繰越明許費と同様でございます。事業費及びその財源について繰越し手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものです。

それでは、事業ごとにご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費の町有地樹木伐採事業は、事業内容の協議、調整に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の960万5,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

同じく1項総務管理費の公共施設等総合管理計画策定事業は、各種調整に時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の462万円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

同じく1項総務管理費の総合計画策定事業は、各種調整に時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の699万6,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

2項徴税費の土砂災害警戒区域評価資料作成事業は、県においてデータの作成に時間を要し、

町への提供が遅れ、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の256万3,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

3款民生費、1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、事業の完了予定が令和4年9月30日までとなることから繰越明許費に設定したもので、執行済みの9,992万3,982円を差し引いた3,779万2,018円を繰り越しました。財源は全額国庫補助金を充当しております。

6款商工費、1項商工費の町営プールのスライダー鉄骨補修事業は、部品の製作から始めるため工期を要し、年度内完了が困難なことから繰越明許費に設定したもので、全額の407万円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

7款土木費、2項道路橋梁費の橋架替設計業務委託は、国庫補助決定後の発注となり、年度内完了が困難なことから繰越明許費に設定したもので、全額の1,550万円を繰り越しました。財源は国庫補助金841万5,000円、町債650万円、一般財源58万5,000円です。

5項河川費の普通河川清水川護岸整備事業は、地権者との協議に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の300万円を繰り越しました。財源は全額町債を充当しております。

次ページをご覧ください。

8款消防費、1項消防費の消防水利整備事業は、民有地に設置している防火水槽の撤去について土地所有者との協議に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の402万1,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業は、地権者との協議に不測の時間を要したこと、また、仮設資材の確保ができず年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の600万円を繰り越しました。財源は、国庫負担金385万9,000円、町債190万円、一般財源24万1,000円です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第6、報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

金井企画財政課長の報告を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越し計算書についてご説明いたします。

議案に添付しております令和3年度御宿町一般会計事故繰越し繰越し計算書をご覧ください。

7款土木費、2項道路橋梁費の0202号線舗装改良事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により専門オペレーターの手配に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することができなかつたことから、支出負担行為額422万4,000円の全額を事故繰越ししたものです。財源は全額一般財源です。

同じく2項道路橋梁費のスクールゾーン標示設置事業は、先に行う0202号線舗装改良工事の延期に伴い、年度内に事業を完了することができなかつたことから、支出負担行為額12万1,000円の全額を事故繰越ししたものです。財源は全額一般財源です。

同じく2項道路橋梁費の6328号線舗装改良事業は、降雪の影響及び施工箇所に隣接する住宅工事との兼ね合いから舗装沈下を防ぐため工期延長の必要が生じ、年度内に事業を完了することができなかつたことから、支出負担行為額341万円の全額を事故繰越ししたものです。財源は全額一般財源です。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

令和4年6月30日をもちまして任期満了となります御宿町教育委員会委員、三上雄二氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和4年7月1日より令和8年6月30日までの4年間でございます。



よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきまして、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、議案第2号 御宿町議会議員及び御宿町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議案第2号 御宿町議会議員及び御宿町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、町村の議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大、議会議員選挙におけるビラの頒布解禁、議会議員選挙における供託金制度を導入するための公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、御宿町におきましても立候補をする環境の公平化や多様な人材の行政への参加を促進するため新たに条例を制定しようとするものです。

それでは、具体的な条例の内容でございますが、それぞれの条ごとにてご説明させていただきます。

まず、第1条は、本条例の趣旨を定めたものです。

第2条でございますが、選挙運動用自動車の公費負担の対象となる期間及び候補者1人当たりの限度額を定めたものであり、また、候補者が預託金を没収された場合には公費負担の対象外となる旨の規定です。

第3条は、第2条の規定を受ける場合、有償契約の締結及び町選挙管理委員会への届出を必要とする規定でございます。

2ページ目に移らせていただきます。

第4条でございますが、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、契約類型ごとの公費負担額を定めたもので、第1号では一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合の公費負担額の場合であり、いわゆるハイヤー方式と言われるものでございます。

第2号では、第1号以外で、自動車、燃料、運転手それぞれ契約した場合の公費負担額を定めるものでございます。

第5条でございますが、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するにあたっては、前条に規定する第1号及び第2号のいずれの契約をした場合であっても、どちらか一方の契約のみの適用とするものです。

第6条は、ビラの作成について選挙運動用自動車と同様公費負担の対象となる旨の規定です。

第7条は、ビラ作成に関わる有償契約の締結及び選挙管理委員会への届出を必要とする規定、第8条は、ビラ作成に関わる1枚当たりの公費負担上限額及び作成枚数の範囲について定めたものです。

続いて、第9条でございますが、ポスター作成について公費負担の対象とするものです。

第10条は、ポスター作成に関わる有償契約の締結及び選挙管理委員会への届出を必要とする規定、第11条は、ポスター作成に関わる1枚当たりの公費負担上限額及び作成枚数の範囲について定めたものです。

4ページになりますが、最後に、第12条につきましては、委任条項となります。

最後に、附則ですが、本条例の施行日を交付の日からとし、この条例の交付日以後に告示される町議会議員選挙及び町長選挙から適用する旨を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。一つお聞きしたいんですけれども、我々、今、ここに

る議員さんはこういう形に次はなるんですねということは承知しましたけれども、仮に、来年の選挙において、事前説明がありますけれども、それまでの間にこういうことがありますよと、こういうふうに変わりますよという広報はするんですか、しないんですか。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま貝塚議員さんからご指摘いただいた内容については、選挙管理委員会の内部の事務局でも話しておりまして、具体的には次の議会議員選挙から適用になりますので、少し余裕を見た中で、もし、この条例案をご議決いただいた場合には、こうした具体的な内容について、何らかの形で町民の方に分かりやすい方法でお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） ぜひ、公正を期するために条例をつくるということであるから、余裕を持って事前説明をさせていただきたいなというふうに思っております。よろしく願います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。公費負担、各項目の上限額のような形でご提示がありました。一般的なこれまでの傾向を見るに、およそ候補者1名当たりどのくらいを見込まれているのかだけ教えてください。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 候補者1人当たりにつきましては、町長選挙と議会議員選挙で若干異なりますが、まず最初にポスターの関係につきましては、おおむね7万6,000円程度、それから、ビラの関係につきましては、議会議員さんで1万2,000円程度で、いわゆるビラとポスターを合わせますと9万円弱、おおむね9万円ということでご理解いただければと思います。

また、選挙運動用自動車につきましては、ハイヤー方式を取る場合と、車、それから運転手、燃料代それぞれ契約をされる場合で違いますが、ハイヤー方式を取る場合で、仮に丸々ハイヤー方式を取った場合であったとしても30万円強というところで考えております。

ですので、最大でおおむね1人当たり40万円弱あたりがかかるのではないかと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第3号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

佐藤税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） それでは、議案第3号 御宿町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が交付され、個人住民税においては上場株式の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させる措置や、退職手当を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名を申告書に記載する等の措置を講ずることとしていることに加え、民法の改正を受け、納税証明書や固定資産税課税台帳に、住所に代わる事項を記載したものを含む交付や閲覧の取扱いなどについて、所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

初めに、第1条関係、第18条の4の改正につきましては、納税証明書の交付において、地方税法第382条の4により、記載されている住所が明らかにされることにより、生命、身体に危害を及ぼすおそれがある場合の措置として、当該証明書の当該住所に代わるものとして、総務

省令で定める事項を記載したものの交付を含む取扱いとするものとなります。

続きまして、第33条、所得割の課税標準の改正となります。

第4項の特定配当等については、現在、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることとなっていますが、所得税と住民税の課税方式を一致させることとされたことから、所得税において総合課税または分離課税の適用を受けようとする旨の記載がある確定申告書が提出された場合に限り、これまでの申告不要における申告の規定を適用しないこととするものです。

2ページに続きます。

第6項、特定株式等譲渡所得につきましても、同条第4項の特定配当所得の改正と同様の改正となります。

3ページに続きますが、第34条の9第1項の改正につきましては、特定配当等申告書及び特定株式等譲渡所得金額申告書を確定申告書に改め、第2項では第1項の規定により求められた配当割額等の額を所得割の額から控除し切れなかった場合は、翌年度の町県民税に充当することとするものです。

4ページに続きますが、第36条の2、町民税の申告については、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備で、配偶者特別控除額の要件の明確化による改正となります。

第2項は、地方税法施行規則の改正において、施行規則第2条第2項の特別徴収義務者用通知書の規定が削除されたことによる項ずれに伴う改正となります。

第36条の3は、文言の整理となります。

5ページに続きますが、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書については、見出しの整理とともに、これまでの、当該給与支払者の氏名または名称、扶養親族の氏名に加え、退職手当を有する一定の配偶者の氏名の記載とその要件の追加のための改正となっております。

続きまして、6ページです。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、見出しの整理とともに第1項に退職手当等を有する特定配偶者及び退職手当を有する控除対象扶養親族を有する者について提出義務を追加するほか、第2号として配偶者の氏名を申告書に記載することとする改正となります。

第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧、7ページに続きます。

第73条の3、固定資産課税台帳事項の証明書につきましても、第18条の4と同様の改正となります。

次に、附則の改正となります。

附則第7条の3の2については、経済対策としての住宅借入金等特別税額控除の見直しにより、入居に係る適用期限を令和3年から7年に4年間延長し、控除の期間を最大13年間、令和20年度までとするための改正となります。

8ページに続きますが、附則第16条の3条、上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例の改正につきましても、第33条第4項の改正と同様の改正となります。

9ページに続きますが、附則第17条の2第3項の改正については、租税特別措置法の条文削除の改正に伴う整備となります。

附則第20条の2第4項、特例適用配当等、10ページ、附則第20条の3第4項、条約適用配当等の改正は、共に第33条第4項の改正と同様の改正となります。

附則第20条の3第6項は、第4項の改正等により文言を整理するものです。

次に、11ページとなります。

附則第25条及び第26条の改正につきましては、12ページの第26条、住宅借入金等特別税額控除の新型コロナウイルス対策の特例が終了となったことによる削除に伴い、第25条の法律名称の略称部分を削除するものです。

12ページ、第2条関係ですが、令和3年条例第14号、税条例の一部改正条例の未施行部分の一部改正となりますが、第36条の3の3の改正に係る扶養親族の規定に改正を加えるものです。

続きまして、附則といたしまして、第1条施行期日につきましては、令和5年1月1日とするものです。

ただし、第1号、改正条例の第1条関係、町民税の所得割や申告に係る改正規定及び改正附則第3条町民税に関する経過措置は、令和6年1月1日とするものです。

第2号では、納税証明書及び固定資産課税台帳の閲覧、証明書に係る改正の規定及び改正附則第2条、納税証明書に関する経過措置、改正附則第4条、固定資産税に関する経過措置の規定は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日とするものです。

以降については、経過措置等に関する規定となります。

第2条、納税証明書の経過措置については、前条第2号に掲げる規定の施行日以降にされる証明書の交付についての適用となります。

第3条、町民税に関する経過措置について、第36条の3の2の改正規定は、令和6年1月1日以降に支払いを受けるべき給与について提出する扶養親族等申告書について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお、従前の例によるものとするもの、第2項、第36

条の3の3の改正規定は、令和6年1月1日以降に支払いを受けるべき公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお、従前の例によるものとするもの、第3項、附則第1条第1号の町民税に関する部分は、令和6年度分の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお、従前の例によるものとするものです。

第4条の固定資産税に関する経過措置は、第1項は第1条第2号に掲げる規定の施行日以降にされる固定資産台帳の閲覧について適用するもの、第2項は固定資産台帳記載事項証明についても第1項と同様の施行の日以降にされる交付について適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午後 2時56分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。

（午後 3時12分）

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第4号 御宿町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

佐藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

佐藤税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） それでは、議案第4号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、国民健康保険法施行令、地方税法施行令の一部改正により、未就学児に係る被保険者均等割額の5割軽減や税負担の公平性の確保から課税限度額の引上げの見直しがされたことにより、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

初めに、説明資料によりまして改正概要についてご説明いたします。新旧対照表の後ろに資料として添付してございます。資料のほうをご覧ください。

まず、1の課税限度額の見直しにつきましては、現行と改正案で整理をさせていただきました。限度額につきまして、医療分で2万円、介護分で1万円の引上げとなっております。

次に、その下の欄になりますが、2の未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置について、軽減のない方から2割、5割、7割の順となっております。この軽減後の均等割額に5割の軽減を追加するものとなっております。

医療分均等割の2割軽減の方を例にご説明いたしますと、均等割額1万7,000円を2割軽減し1万3,600円に、未就学児におきましては、さらに5割の6,800円を軽減しまして、軽減後の均等割額が6,800円となります。このことにより、実質的な軽減割合は6割となるものです。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

初めに、1ページ、第2条、課税額の改正につきましては、第2項、基礎課税額の課税限度額を2万円引き上げ、63万円を65万円とし、第2項、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円引き上げ、19万円を20万円とするものです。

続きまして、第3条、第5条、第5条の2の見出し中、「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、第5条の2第1項第1号中、第21条、国民健康保険税の減額の規定に、第2項として子ども・子育て支援の拡充のための均等割額の減額措置導入により、未就学児に係る規定が追加されたことから、引用されていた部分を第21条第1項とする改正となります。



第6条の改正については、賦課期日の属する年の前年の所得に係るを削り、第13条については、当該減額したを、その減額後の国民健康保険税のとする文言の整理となります。

3ページにかけまして、第21条、国民健康保険税の減額の改正となりますが、第1項は、第2条の改正と同様、基礎課税額の限度額63万円を65万円、第2項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額、19万円を20万円と対応する金額について改めるものです。

続きまして、4ページにかけまして、被保険者均等割額の軽減につきまして、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減について規定していますが、同様の改正内容でありますので、まとめてご説明させていただきます。

地方税法第703条の5、国民健康保険税の減額の規定により、第2項として、未就学児に係る規定が追加されたことにより、引用する第703条の5を703条の5第1項として整理をするほか、第3条、第5条同様に、各号ア、イの文中係るの次に基礎課税額のを追加するものです。

5ページに続きますが、第21条に第2項として、未就学児納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者に係る減額の規定として、第1号は基礎課税額の被保険者均等割額、第2号は後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について整備するもので、2割、5割、7割の減額、減額なしの区分ごとに減額する額を規定しております。

続きまして、第21条の2の改正につきましては、前条の改正に伴う対応条項及び読替え部分の整理をするものです。

6ページとなります。

附則第2項から第13項の各所得における課税の特例の規定につきましては、第21条の改正に伴い、対応する引用条項の整理をするものです。

附則第4項、第8項、第9項につきましては、第21条の改正に伴う引用条項部分に加え、文言の整理をするものです。

11ページ、附則として、第1項、施行期日を公布の日から施行とし、第2項、適用区分として、この条例の改正後の規定は、令和4年度以降の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

なお、本改正案につきましては、去る6月3日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第5号 御宿町消防団活性化計画の策定についてを議題といたします。

殿岡総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第5号 御宿町消防団活性化計画の策定についてご説明いたします。

本案は、平成23年に策定いたしました御宿町消防団活性化計画の計画期間が到来したことにより、新たに策定をするものでございます。消防団の活性化につきましては、これまで分団の統合をはじめ、これらに伴う老朽化した分団詰所の建て替え、集約化、消防車両の更新など、多くのご協力をいただきながら前回計画に掲げた内容について順調に進捗し、達成したものと評価しております。

一方、消防団員数につきましては、年々減少傾向にあり、定年年齢の撤廃や啓発など、様々な取組をしているところですが、依然として確保対策が急務となっております。

こうしたことを踏まえ、将来にわたり、地域防災の要となる消防団の安定的な運営を維持す

るため、消防団をはじめ御宿町消防団活性化検討委員会において協議し、本案を調製いたしましたので、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例第2条、第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、御宿町消防団活性化計画案の1ページをご覧ください。

1ページは、本計画の目的、計画期間、計画策定までの経緯を記載しております。本計画の目的ですが、少子高齢者や就業構造の変化により、消防団員の確保が困難になっている中、団員の確保や消防防災施設の整備、充実を総合的かつ計画的に行い、消防団の活性化を目的とするものです。

中段の計画期間は、本計画の期間を記載したものであり、2031年、令和13年までを計画期間としております。計画策定までの経緯でございますが、御宿町消防団の変遷や、本計画策定に至る経緯を記載しております。

2ページをご覧ください。

2ページは、消防団の組織体制を記載しております。それぞれの表は計画策定年である平成23年と令和4年との対比を掲載しており、団員実員数において60名減少している状況です。

また、年齢構成におきましても、40歳以上の割合が大きくなっており、団員の高齢化が進んでいる状況です。

3ページになりますが、こうしたことを踏まえ、今回の計画においては、消防団員の確保対策や組織体制の強化について重点化を図ることとし、効果的な訓練による事業のスリム化など、団員の負担軽減策や機能別団員制度の導入、検討について改めて掲載しております。

4ページをお開きください。

まず、地域、事業所、学校等との連携でございますが、近年発生している土砂災害等の危険箇所の把握について、地域と連携する取組を追記しました。また、情報発信等につきましては、防災行政無線システムで構築いたしました複数メディアなど、活用可能な媒体を効果的に運用することとしております。

また、消防団の施設、装備でございますが、分団詰所の建て替えなど、大きな事業は順調に進めてまいりました。今後は、消防車両の更新や用途を廃止した詰所の解体のほか、団員の安全確保のための装備の充実について記載をしております。

5ページでございますが、車両の更新や分団詰所の解体等について、計画に年次を示しております。車両については、購入から20年が経過したものを記載しており、本部、照明車や第1分団及び第8分団の車両更新を計画しております。

また、旧分団詰所については、久保区にあります旧第1分団詰所、六軒町区にあります旧第2分団詰所、実谷区にあります旧第8分団詰所の解体を記載しており、今後、行政区と協議を行いながら計画的な除却を進めます。

なお、第4分団詰所、第7分団詰所につきましては、本計画期間内において耐用年数には達しないものの、必要に応じた修繕を実施し、施設の長寿命化を図ることといたしております。

6ページ以降につきましては、消防団の組織体制や年齢構成のほか、各分団詰所の整備状況について、資料として添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

消防団活動は消火だけでとどまらずに、近年多くなっている災害に対応するなどの役割が非常に多くなってきていると思います。

人口減少が進んでいる御宿町としては、団員確保対策は大きな問題であります。計画策定にあたって10年後の団員数の目標値についてが明記されていません。何らかの考えがあつての明記をされていないのか、それと、5ページの消防団員確保対策に関する検討事項という欄があるんですが、ここに書いてあることが10年間全部同じ項目というか、文言なんですね。何らかの理由があつて明記されていないのか、10年間というスパンとしては長いと思うんですね、それで数字が示されないのかどうかをお伺ひいたします。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま田中議員さんからご指摘いただいた内容につきましては、役場内部の課長会議等でも同様の、いわゆる消防団の確保対策はいいんだけど、それに対してどんな計画で、どんなビジョンを持ってというようなご意見については、役場の課長会議等においてもいただいたところでございます。

ただ、なかなか具体的な数字というものを計画の中で明記していくということが非常に困難なことでしたので、今ご指摘にあるようにしっかりと将来の今の消防力を低下させることなく、維持向上させていくための具体的な取組という部分では計画的にしっかりと検証し、課題を継続的に検討していくことが必要だというふうには認識をしております。

今ご指摘いただいたように、表の中で毎年同じような表現になってしまっているというご指

摘をいただきましたが、こちらにつきましては、そうした今いただいたご指摘を踏まえた中で、今後しっかりと定期的に消防団本部を含めてしっかりと団員数の現状把握や課題の整理、また、今この後、計画策定を予定している総合計画やそういう中における姿勢の部分でもしっかりと検討していけたらと考えております。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 団員数も限られてくると思うんですね。若年層が先細りといいますか、若年層が非常に少ない中で、今までは男性団員で構成されていたんですが、やはりいろんな災害対策、消火活動も多いんですけども、災害対策等に女性の力も対応できるんじゃないかというふうに考えます。

ですから、近年、三、四年先でもいいんですけども、女性にもこういった門戸を広げるような対策ができればいいんじゃないかなというふうに思いますので、検討のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま田中議員さんのほうから女性消防団員についてもご指摘、ご助言いただきました。女性消防団員の確保につきましては、消防団活性化委員会の中においてもご意見を賜ったところでございます。

ただ、実際今、夷隅広域消防管内において全体の消防署員が全部で193名、夷隅広域消防の中に消防署員の方がいらっしゃいます。その中で事実、12名の女性隊員の方が勤務をいただいております、実際に御宿分署にも1名女性隊員の方が配置をされているような状況です。

具体的に、分団詰所、各御宿町の非常備消防団の中で女性隊員についても従来からいろいろ検討はされてはいるところですが、やはり各分団の中で女性隊員を入団をさせるというふうになった場合に、なかなか1名だけで所属していただくというわけにはいかないもので、一定の例えば5名程度とか、そういう形での基準で今考えております。

その中では、やはり分団詰所の施設の更衣室ですとかトイレをどうするのかとか、いろんな部分の課題も出てきておりますが、今、田中議員さんおっしゃられましたように、男性のみに限定して考えてしまいますと、将来非常に先細りになっていってしまう可能性がございますので、女性隊員並びに機能別消防団の具体化という部分をより一歩踏み込んだ形で検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

関連というか、私も今、田中議員からご指摘あったところ、非常に気になったところがございます。自分も現役の消防団員ということもありまして、この人手不足確保対策というところ、10年間同じことしか書いてないというところで、今ご答弁にございましたように、課題の整理で、それをひとつひとつどういう選択肢というか、アイデアがあるのかというところを現場の声というのもやっぱり聞かなければいけないし、かといってこの現役団員としても相当今までの考え方をひっくり返すぐらい、ぶち壊すぐらいのことをしないとかなりこれ難しい、本当に頭を抱えたくなるような課題だと思うんですね。

そういう意味では、現場の声の中では範疇には収まらない、本当に考えてもみなかったようなアイデアみたいなのも先進事例含め、まだどこもなし得てないことも含めて考えないというぐらい本当に難しい問題なんじゃないかなと思うんですね。

なので、そういう意味でこの10年かけて、やはりどういうステップを踏んで、どういうところに情報を求めてと、どういう手順を踏んで少しずつ方向性をつくっていくかというのは非常に難しいところだと思うんですが、その辺どのようにお考えか。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず最初に、結論から申し上げますと、こういう案で考えておりますというのは今ははっきりとしたことは申し上げられないんですが、今回、消防団活性化計画に掲載いたしました資料の2ページのところに年齢別の団員数を掲載させていただきました。そこで、例えば40歳以上の方というのが92名ということで今現在載っておりますが、うち40代の方、40歳から49歳までの方については、内訳で申し上げますと80名です。50代が92名のうち12名ということで、今から例えば10年後になりますと、今、30代の方が40代にスライドして行って、どんどんどんどん先細りになってくる。

また、一方で、先ほど女性団員の方の確保というお話もいただきましたが、まず一旦男性だけを見た場合の消防団への入団率で申し上げますと、30代、40代の方については、全体の御宿町にいる年代別の男性の方の人口比で申し上げますと、おおむね2割強当たりの方に加入をいただいているんですが、20代になりますと10%を切ってしまうというような状況になっております。

ですので、やはりまだまだ若い方もいっぱいいらっしゃいますので、そうはいつでもどんど

んどんどん先細りになっていくことは否めないんですけれども、どうしても各年代ごとに少しずつ消防団のほうに入団していただいている割合というの減ってきている状況ですから、今、町内にいる方々に何らかの形で、少しでも構わないので地域防災のいわゆる地域の安全を守るための活動に何らかの形でご参加いただくような啓発、それから、声かけ等を消防団本部を通じて各地元分団の分団長会とかで再度徹底しながら、引き続き継続して団員の入団の受入れ確保については努めていく必要があるんじゃないかと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

今、ご答弁いただきましたとおり、私も同じ実感があります。実はまだまだこの町に、消防いいよ、入りたくねえよということであらっしゃるけれども、残念ながら現時点ではご協力いただけない方がまだまだたくさんいるというところで、そこをじゃあ、どうすれば力を貸していただけるのか、それはやっぱり時代の移り変わりとともに、今まで現状の消防団では当たり前とされてきたことを少し見直していくということに、やっぱり僕自身もそれなかなか言い出せないし、誰もそこは触れたくないとか、なかなか足を踏み入れたくないところだと思うんですね、現場は特に。

ですので、そういったところをやはり行政の側から少しずつメスを入れていただくというようなことをどうしても期待したいなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第6号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

金井企画財政課長より議案の説明を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 議案第6号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍での海水浴場安全対策や小中学校の教育用タブレットパソコンの購入による学習環境の整備を図るほか、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種への対応や、国の給付金事業である住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給など、速やかな事業実施に対応するための予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ5,818万6,000円を追加し、補正後の予算総額を36億8,546万1,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金の618万7,000円は、4回目接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金で、接種に当たる医師や看護師に係る費用を国が全額負担することから所要額を追加するものです。

4回目の接種対象者は、60歳以上の方と18歳から59歳までの基礎疾患がある方となります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節住民基本台帳費補助金の125万2,000円は、個人番号制度関係事務事業及びマイナポイント事務事業に係る国庫補助金で、個人番号カード交付事務費補助金として62万4,000円、マイナポイント事業費補助金として62万8,000円をそれぞれ追加するものです。

3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2,664万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する各事業に対し、交付金を充当するものです。

2目衛生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の455万3,000円と、3節子育て世帯等臨時特



別給付金の555万7,000円は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として実施する子育て世帯や令和4年度の新たな住民税均等割非課税世帯等への特別給付金事業に要する経費を全額国が補助するものです。

3目衛生費国庫補助金の1,165万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に向けた体制整備に要する経費を全額国が補助するものです。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の1万5,000円は、狩猟免許取得促進事業補助金で、狩猟免許取得申請者の増加が見込まれるため、所要額を追加するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の244万3,000円は、純繰越金で収支の不足に対応するため追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入の12万2,000円の減額は、令和4年3月に退職した外国語指導助手の家賃分の減額です。

以上、歳入予算に5,818万6,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算です。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の6万円は備品購入費で、議場に国旗及び町旗の掲揚を行うことから所要額を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の255万8,000円と、3目財産管理費の16万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、抗原検査キットやアルコール消毒液、ハンドソープ等の消耗品を追加購入するほか、各課に設置する二酸化炭素濃度測定器を購入するため、所要額を追加するものです。

2項徴税费、1目税務総務費の105万3,000円は、償還金利子及び割引料で、令和3年度の年金特別徴収に係る過誤納金の還付未済分を追加するものです。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費の1節報酬から8節旅費の62万8,000円は、マイナポイント事務事業に要する経費で、会計年度任用職員の勤務体制の変更に伴う増加分を追加計上するものです。財源は、全額国庫補助金です。

12節委託料から17節備品購入費の62万5,000円は、個人番号制度関係事務事業に要する経費で、個人番号カード裏書印字システムの入替えに伴い、所要額を追加するものです。財源は、全額国庫補助金です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の555万7,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業に要する経費で、原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、令和4

年度の新たな住民税均等割非課税世帯等に10万円を支給するための事務費で、財源は全額国庫補助金です。

給付金については、同事業の令和3年度繰越し分から支給するため、本補正予算には計上しておりません。

10ページをご覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の455万3,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費で、原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、令和4年度住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円を給付するための事務費及び給付金で、財源は全額国庫補助金です。

4目児童福祉施設費の10万5,000円は、御宿児童館運営事業に要する経費で、来館者に対する児童安全共済制度の傷害保険料1万7,000円と、トイレの汚水管の洗浄に係る清掃費8万8,000円です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の1,784万4,000円は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に向けた体制整備に要する経費で、夏季の実施となることから、接種会場の空調工事を行うなど、新たな費用を追加するものです。

12ページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、11節役務費の8万4,000円は、有害鳥獣駆除事業における新規捕獲従事者の賠償保険料2万7,000円と、地域おこし協力隊関係事業及び御宿町特産品開発事業に係る営業許可手数料5万3,000円と、販売従事者の検便手数料6,000円を追加するものです。

18節負担金補助及び交付金の10万6,000円は、狩猟免許取得促進事業補助金で、狩猟免許取得希望者が当初の見込みを上回ることから、不足分を追加するものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、1節報酬の737万1,000円の増額及び12節委託料の655万6,000円の減額は、各海水浴場や案内所に配置する監視員を会計年度任用職員として採用することとしたため、委託料から報酬に予算を振り替えるとともに、新型コロナウイルス感染症対策として密を回避するための海岸巡視業務委託81万5,000円を追加するものです。

15節原材料費の30万円は、夏季臨時駐車場として使用する多目的広場を整備するため、所要額を計上しております。

5目町営プール管理運営費の5万8,000円は、夏季町営プールの運営にあたり、来場者の感染症対策として検温サーモグラフィーを購入するものです。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の1万5,000円は、研修負担金で、人事異動に伴い、小型特殊車両の作業免許取得者が必要となったため、講習会費用を追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬の120万円と、4節共済費17万2,000円、及び14ページの13節使用料及び賃借料の27万円の減額は、A L Tの退職に伴い、それぞれ減額するものです。

12節委託料の210万8,000円は、退職したA L Tに代わる外国語指導助手の派遣に伴う業務委託料を追加するものです。

2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理事務事業1,294万7,000円と、3項中学校費、1目学校管理費の中学校管理事務事業906万5,000円は、タブレットとしても使用できる教育用パソコンの購入に要する経費で、コロナ禍においても児童生徒が学校や家庭で滞りなく学習ができる環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

4項社会教育費、2目公民館費の11万7,000円は、公民館の各種教室や行事等の再開に向け、新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機を購入するものです。

5項保健体育費、2目体育施設費、8節旅費の2万7,000円は、B & G財団の指導員資格を取得するための研修に係る宿泊費用が物価上昇の影響から単価が上がったため、差額を追加するものです。

12節委託料の11万9,000円は、弓道場天井内に動物の侵入形跡があり、異臭がすることから、清掃消毒及び進入路の閉鎖に要する経費を追加するものです。

3目学校給食費の92万4,000円は、勝浦市学校給食共同調理場負担金で、食育の一環として勝浦・御宿産の水産物を学校給食用の食材として購入し、地産地消の取組を推進するため、所要額を追加するものです。

以上、歳出予算に5,818万6,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

それでは、2点、まず、13ページの地域おこし協力隊関係事業、それから、特産品開発ですね、両方検便手数料とか営業許可手数料等が入っておりますので、何か食品絡みなんだろうな

とは思うのですが、詳細について教えてください。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 地域おこし協力隊関係事業の役務費でございますけれども、現在、特産品開発をソフトクリーム開発を行っております。それに伴います営業許可ということと、あと、その販売にあたります検便手数料ということで販売員の対応をさせていただきたいと思っております。

また、地域おこし協力隊のほかに、特産品開発ということで、これにつきましては、職員2名分の検便手数料となります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

続きまして、15ページ、小中学校で業務用タブレットということで先ほどタブレットとしても使えるなんていうお話もありました。今まで千葉工大さんからのタブレットのお古みたいなのを使っていたかと思うんですが、その辺の状況も含めて教えていただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、現在の様子と、次に買うものの様子をちょっとお話しさせていただきます。

現在使っているものは、今議員おっしゃられたとおり、千葉工業大学から学生が4年間使ったものを頂いたものでございます。それを令和元年の8月に頂きまして、令和2年の4月までに全て設定をして、4月にそれぞれ配付をさせていただいて現在使っているところでございます。

これまで既に学生が使ってから8年が経過しておりまして、既にやはり機械ものですので、5年を過ぎるとなかなか容量とか少なくなってきたり、いろんなものに支障が起きているというところと、あと、充電のケーブルがやはり断線して使えなくなってきたりと、それを今、困っていたところでございます。

今後、この購入に関しては、2 in 1ということでキーボードと画面の部分が取り外しをできるというところでタブレットとしても使えるというものを今予定しております。

コロナ禍で学校閉鎖等今していませんけれども、うちに帰って学習用として使えるような形で持ち帰りも考えて、今後もう一段階先生たちのご協力もいただかなければいけないんですけども、さらに活用を進めていきたいということでの購入をしていただくようなものでござい

ます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

15ページのALTが退職ということなんですけれども、それに代わる外国語指導助手派遣業務委託ですか、この指導助手は外国人なんですか、日本人、分からない。

○議長（土井茂夫君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） ちょっと前から説明させていただきますと、ALTで外国から外国青年を招致して今までは外国人の方を学校で使っていたんですけれども、この方、日本語がしゃべれる方を要求してもなかなか日本語がしゃべれないという方が多いんですね。

なので、それをちょっと危惧していたんですけれども、今回日本の企業に転職をされるということで急遽3月いっぱい辞められてしまったというところで、このコロナ禍で来日が遅れたりいろいろ今までしていて、学校にすごく迷惑をかけていたので、今の時代なので、派遣をする会社があるわけですね。それは日本に住んでいる外国人の方を使っているということで、今回日本語もしゃべれて外国の方を採用したというところでございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

9ページの町税過誤納還付の補正105万3,000円について質問させていただきますが、前回の協議会でもちょっと突っ込んだ質問は町長にさせていただいたんですけれども、当初予算でもこれ予算取ってあって、補正でも今度上がっています。

当初、前担当課長は3月までに完了させるということをお話していたんですけれども、その後の協議会でスケジュールを出してくれると、どのくらいの件数、どのくらいの還付金が必要かということをお話が質問して、今6月です。6月、この補正予算案ありますから、でも、当初予算でも200万円は多分取ってあったと思うので、どのくらいの時点で還付がどのくらい、何件返して、それが幾らぐらいなのか、もしくは全くまだ6月末までの話でされてないのか、その辺がまだ分からないので、じゃあ、担当課長から。

○議長（土井茂夫君） 佐藤税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 進捗状況につきましては、前回5月10日に議員協議会でご説明させていただいた内容と変わっておりませんで、処理が済んでいるのは2件分となります。現在、実際の振込するための還付事務手続を進めておりまして、速やかにこの後、そういった手続に入るような状態のところまで来ております。

先ほどのお話のありました昨年度中であれば歳入還付だったんですけども、年度が新しく進んでしまいましたので、歳出側のほうに今回補正予算のほうをつけさせていただいて、年金特徴分の還付を進めさせていただくようなこととなります。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

ということは、今のところまだ全く進んでない、そうでもない。

○議長（土井茂夫君） 佐藤税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 事務手続については進めておりまして、すぐにでも今、対応ができるようなところまで来ております。

○12番（滝口一浩君） 僕が聞きたいのは、実際に過誤納分をまだ返せてないという認識でいいですか。

○議長（土井茂夫君） 佐藤税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 現時点では、まだ振込のほうは完了しておりません。

○12番（滝口一浩君） これ速やかに6月中ということ約束しているのもう1点、これ町長に質問なんですけれども、もう1点、僕は早めにこのことは、おんじゅく広報なりホームページなりで公表したほうが良いと、この事実を公表したほうが良いということ言って、また、過誤納の対象者、該当者に対しておわびの連絡とかもしておいたほうが良いということ言ってあったと思うんですけども、それはやっているんですかね。これは町長に質問します。

○議長（土井茂夫君） 佐藤税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 還付のお知らせのほうにはこういったことがございましてということで、対象者のほうには通知をさせていただいております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） この件に関しましては、やはり金額の大きさにかかわらずすごい基本的な大事なことで、これすらあつてはいけないようなことが実際にあつてしまつて、それを責めるつもりはないんですけれども、ただ、これ万が一、6月を越しちゃうようなことがあれば、僕とのというか、議会との約束を果たしてないということもなりかねないし、今の対応は正直言つて、お金を返せば終わりだろうみたいな風潮だけで済ませるのかみたいな感じを受けるわけですよ、我々から見ると。

何もなかったかのようになつてて、これほとんど知っている人が住民ではないわけで、その辺の認識をちゃんと執行部のほうは大きなものと捉えたほうがいいですよ。こういう、まあ小さなことじゃないけれども、こういうものが先ほどの阿武町じゃないですけれども、大きなものにつながっていくともなりかねないので、その辺の認識は取ってもらいたい、その辺事務方はいいんですけれども、もう1点だけいいですか。

○議長（土井茂夫君） はい、12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） あと、責任の取り方の問題も言つてあつたと思うんですけれども、降格処分に前税務住民課長はなりました。この降格処分について、我々がとやかく言うようなあれはないんですけれども、一言言わせていただければ、こんな小さな町で、協議会のときも言つたんですけれども、悪い言葉で言えば干されるとか、左遷されるとか、あるわけですよ、世の中には。

ただ、町長が、この歴史的な御宿町役場の中で、OBの方も言っていますけれども、こういう僕なんかも失敗したこといっぱいあるけれども降格させられたことは一回もないと、降格させられるんだつたら辞めちゃえよみたいに言っているOBもいますよ。石田町長になってから2回課長は、担当課長も含めて降格処分があつて、大きな流れの中でもそんなに降格させられたという話は多分ないはずなんですよ。

その件に関して、この降格処分の基準ですね。その処分理由と公務員法に基づく処分の根拠基準が示せるのかというのが、ちょっと一番僕らが知りたいところで、その辺は町長でも総務課長でも、そういう根拠基準というのがあるんですかね。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 根拠基準につきましては、基本的には何か事実があつた場合について、長の要請、諮問に基づきまして詳しく調査するよつという諮問が入つた段階で調査審査委員会を設置して、具体的な事実の確認等を行つております。

その際、また議員のほうからご質問にあります具体的な基準につきましては、基本的には人

事院の、国の人事院のほうでこういう事案が発生した場合にはこういう取扱いというようなものが大まか具体的に列挙されておりまして、そういうものを基本的には参考に、また、町のほうの内部の要領等も踏まえまして、あとは県の取扱い、そうしたものを総合的に勘案しながら一定の答申をさせていただくような手続になります。

その答申を受けて、長のほうで最終的な判断をするというような手続になっております。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

最後に、あんまりこれ議員協議会でも言って、くどくはなりたくないんですけども、僕が調べた中での職員の降格処分は公務の能率的運営を確保するために行うもの、組織内部における執行体制の向上を図るものというようなものも、ちょっと文言で調べてあるんですけども、では、数度にわたって事務の誤りを繰り返すような人事を行った責任、繰り返し問題を発生させた組織を放置し、また、さらなる問題発生を未然に防げなかった、これは監督責任、何度も言っているんですけども、職員を降格させてこれ大恥じですよ、世間一般で御宿に住んでいるこの人口7,000人の中での家族とか子どももいた中での、でも、それはそれで執行部の判断なので仕方ないと思うんですけども、それで町長が責任を取ってないじゃないですか。

何かしらの責任、責任の取り方は町長にお任せしますけれども、部下をさらしものにしておいて町長がそのまま何も、今のところは何もしてないですよ。3か月経ってもお金も返せて、それは6月ということだったのであれですけども、これがちょっとでもまたいたら僕は騒ぎますよ、これ。町長はちゃんとどのような責任を取るのか、この場でちょっとお示ししていただきたいんですよ。

ということは、1回目の12月の過誤納があったときも、こういうことが二度とないことを防ぐことが私の責任だと言って3か月後にまた同じことがあった、この税務課の新しくなった体制に関しても、それはそれで我々がとやかく言うあれはないですけども、多分佐藤課長だって初めての部署に近いところに大変だと思うんですよ、これ。プレッシャー多分かかっていると思うんです。残された、降格された職員も心の中じゃやっぱりあたふたしているようなことだと思うんです。

でも、その責任をやっぱり取る、その最高責任者は町長なので、町民に対する責任は職員じゃないですよ、町長ですよ。その町長が何かを示さなければ多分職員はやる気がなくなって、もう全く死に絶える課になっていくと思いますよ。大げさなことを言っているかもしれませんが、だから、町長のそういう男気みたいのところを見せてくださいよ。



一般質問で言えなかったので、ついでにここのやつで言えたからよかったですけれども、どこの町でも、阿武町でも職員の責任、町長の責任、レベルは違うかもしれませんが、きっちり町長、副町長、責任取っていますよ。どこか、多古町でも交付金4,700万円を受領できずに、遅延の職員や処分というあれで、これ町長がちゃんと責任取っていますよ。

僕は当たり前のことだと思うんですけども、その辺、どういう責任の取り方は町長にお任せしますけれども、職員がここまでやっぱり苦しい、それは自分の責任かもしれないですけども、やっぱり監督責任は免れないので、町長としての責任をこの場でちょっとお示ししていただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この件につきましては、私から見たらあまりにも適切、適正な事務に欠けたということで、私はそのように考えておまして、私はこの件について責任を取る考えはありません。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

それ威張って言うことなんですかね。我々に威張って言うんじゃないで、住民に対してそういうことを、その言葉をそのままこれ、議事録に載りますけれども、そんなことでいいんでしょうか。

部下の責任はトップの責任じゃないですか。部下に押しつけておいて、自分が別に部下の責任にしてよとするなら御宿町は終わりですよ、これで。再生できないですよ、そんな職員にどうのこうの、若手にどうのこうのと言って課長さんたちが一生懸命やられても、町長がそのような何か心ない言葉みたいなことをこの場で言うということは、僕は全く納得できませんが、もうそういうものだと思ってこれからも一生懸命やっていきたいと思いますので、もうこの辺で終わりにしますけれども、残念でなりません。7,000人を背負っている町長の言う言葉だとは僕は思いません。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第13、発議第1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議についてを議題といたします。

提出者、岡本光代さん、登壇の上、説明願います。

(1番 岡本光代君 登壇)

○1番(岡本光代君) 1番、岡本光代です。議長より指示をいただきましたので、ご説明いたします。

○議長(土井茂夫君) 岡本さん、着席のままで結構です。

○1番(岡本光代君) 発議第1号。

令和4年6月15日。御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、岡本光代。賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼、伊藤博明、土井茂夫、滝口一浩、堀川賢治、高橋金幹、北村昭彦、田中とよ子、藤井利一、立野暁広。

議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

提案理由は、議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議案のとおりですので、決議文を読み上げさせていただきます。

議長における国旗及び町旗の掲揚に関する決議(案)。

平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、日章旗(日の丸)を日本の国旗とすることについて、法の根拠が与えられた。

国旗は、自国の象徴であり、国内でも文化的行事や式典の際には国旗が掲揚されるなど、日章旗は日本人にとって自然かつ身近なものとして既に定着し、国家の象徴として多くの人に受け入れられている。

また、これからの国際社会において、日本人が諸外国の国民と交流し、友好を深め、総合の文化や伝統を尊重することはもちろんのこと、国家や国民の象徴である国旗に対して敬意を表することは国民として大切なことである。

同じく、地方議会として郷土を愛し、その発展を願う意味においては、町旗を国旗と同じように尊重するのは当然であり、町旗のもと、住民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むためにも、町旗も掲揚することが重要と考える。

このことから、本町議会は国際社会の一員として、我が国の国旗に敬意を表し、かつ、御宿町旗のもと、町民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むため、議場に国旗及び町旗を掲揚するものである。

以上、御宿町議会の意思決定として決議するものです。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

発議第1号につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は可決することに決しました。

---

◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第14、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、立野暁広さん、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（5番 立野暁広君 登壇）

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。着座にて失礼します。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、秋田秀博。

紹介議員、立野暁広。

御宿町議会議長、土井茂夫様。

請願事項。

2023年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など、多くの経費が対象となっていましたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその基準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採択を行います。

この採択は挙手によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りします。

ただいま提出者、立野暁広さん、賛成者、北村昭彦さん、発議第2号 義務教育費国庫負担

制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長(土井茂夫君) 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(土井茂夫君) 配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) なしと認めます。

立野暁広さん、登壇の上、説明願います。

(5番 立野暁広君 登壇)

○5番(立野暁広君) 5番、立野です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。着座にて失礼します。

発議第2号、令和4年6月15日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、立野暁広。賛成者、御宿町議会議員、北村昭彦。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(土井茂夫君) 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第15、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦さん、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(11番 北村昭彦君 登壇)

○11番(北村昭彦君) 11番、北村です。議長から指示がございましたので、ご説明いたします。着座にて失礼します。

請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、秋田秀博。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、土井茂夫様。

請願事項。

2023年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2023年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、災害からの教育振興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5、既存校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 6、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること。
- 7、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること、など。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。



これより採択を行います。

この採択は挙手によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(土井茂夫君) お諮りします。

ただいま提出者、北村昭彦さん、賛成者、立野暁広さん、発議第3号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長(土井茂夫君) 発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(土井茂夫君) 配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) なしと認めます。

北村昭彦さん、登壇の上、説明願います。

(11番 北村昭彦君 登壇)

○11番(北村昭彦君) 11番、北村です。着座にて説明させていただきます。

発議第3号、令和4年6月15日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、立野暁広。

国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。  
なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。  
よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 発議第3号を採決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。  
よって、発議第3号を直ちに採決いたします。  
この採決は挙手によって行います。  
発議第3号に賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。  
よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎請願第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第16、請願第3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願を議題といたします。  
お諮りします。  
請願第3号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。  
よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決定しました。  
紹介議員、田中とよ子さん、登壇の上、趣旨説明をお願いします。  
（2番 田中とよ子君 登壇）

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。着座させていただきます。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願。

御宿町議会議長、土井茂夫殿。

請願者、千葉県いすみ市大原9706-1、千葉土建一般労働組合いすみ支部、支部長、押渡部

金造。

紹介議員、田中とよ子。

請願項目。

1、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために、建設アスベスト給付法の改正を早期に行われるよう、国への意見書の提出をお願いいたします。

請願理由。

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」を成立させ、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結びついていません。

以上のことから、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要であり、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

ご採択いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りします。

ただいま提出者、田中とよ子さん、賛成者、伊藤博明さん、藤井利一さん、発議第4号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、採決

○議長（土井茂夫君） 発議第4号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） なしと認めます。

田中とよ子さん、登壇の上、説明願います。

（2番 田中とよ子君 登壇）

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第4号、令和4年6月15日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、田中とよ子。賛成者、御宿町議会議員、伊藤博明、御宿町議会議員、藤井利一。

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。  
なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。  
よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 発議第4号を採決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。  
よって、発議第4号を直ちに採決いたします。  
この採決は挙手によって行います。  
発議第4号に賛成の方は挙手願います。  
（挙手多数）

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。  
よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。  
ここで、石田町長より挨拶があります。  
石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 令和4年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、2件の報告と6議案をご審議いただきましたが、いずれもご承認いただきまして閉会の運びとなりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

審議の中でいただきました貴重なご意見を踏まえながら町政運営に努めてまいります。議員の皆様におかれましても、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、暑い季節に入っておりますので、体調など崩されないようお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

以上で令和4年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 4時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 土 井 茂 夫

署 名 議 員 田 中 と よ 子

署 名 議 員 立 野 暁 広